

重要文化的景観

「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」

整備計画

令和6年3月

岩国市

例 言

- 本書は、「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の整備に関する計画を取りまとめたものである。
- 本書の作成は、令和4年度から令和5年度にかけて、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化的景観保護推進事業）を受けて実施した。
- 本計画の策定は岩国市文化スポーツ振興部錦帯橋課が行い、その一部は、(株)都市環境研究所九州事務所に委託した。
- 岩国藩は、公的には明治元年（慶応4年（1868））まで藩として認められていなかったが、当初から行政・徴税・治安を独自に行っており、事実上の自治権を有していたことから、「岩国藩」として表記を統一した。

目 次

第1章	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	重要文化的景観の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3章	整備に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第4章	整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第5章	整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第6章	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第7章	事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
資料編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49

文化的景観のエンブレム



大きく蛇行して流れる錦川、両岸に拓かれた城下町の暮らし、二つの城下町を繋ぎ多くの来訪者を迎えてきた錦帯橋とその背後の山々を表現しました。色は清流錦川をイメージした水色としました。

第 1 章 はじめに

1-1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」（以下、「本文化的景観」という。）は、山口県岩国市の東南部で錦川が下流域に入る地点に位置する。岩国市（以下、「本市」という。）は、北から南にかけて山々が連なり、その間を県下最大の河川である錦川が蛇行を繰り返しながら瀬戸内海へ流れ込んでいる。錦川流域の大部分は山林であるが、河口部には三角州が形成され、この下流域に近世の吉川広家の岩国入封に始まる城下町が整備された。

この城下町は岩国一五日市断層帯の影響により大きく北に迫り出す城山とそれにより大きく蛇行する錦川からなる特徴的な地形を天然の要害として、旧山陽道や錦川、瀬戸内海が見渡せる山頂に居城を構え、錦川に土手を築くことで河道を整理し、元々洲であった土地を造成し、錦川を挟んだ兩岸に跨り形成された。

城下町では、大きく蛇行する錦川の治水、浸水への備え等の暮らしの工夫が求められた。一方、錦帯橋の架橋により、兩岸の往来が支えられることになり、錦帯橋と岩国山が一体に描かれる風景は、見物に訪れる人の往来を生み、城下町に賑わいともてなしの生業が育まれていった。

本文化的景観は、陸化の遅い瀬戸内地域における川の州の中での都市の拓き方を見せるまちづくりの典型であり、川と向き合う都市の営みを伝えている。自然の特性を踏まえた開発が都市の個性を生み、往来を生み、産業を育むという連関性を示す独特な事例として貴重であることが評価されて、令和 3 年（2021）10月11日に文化財保護法第134条第 1 項に基づき、重要文化的景観に選定された。

本市では、自然と歴史が生み出した錦川下流域の文化的景観を守り、未来に伝えていくため、平成27年（2015）度から保存調査を実施し、平成31年（2019）3月に『錦川下流域における岩国の文化的景観保存調査報告書』をとりまとめた。このうち、都市域における象徴的景観地である「岩国城下町地区」を対象とし、令和 3 年（2021）1月に『錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観保存活用計画』（以下、「保存活用計画」という。）を策定した。保存活用計画では、特徴と価値及び保存活用を図る上での方針を定めている。

本文化的景観の本質的価値を維持していくため、関連施策と連携し、保存活用計画の実施に向け、必要な整備を図ることとした。

(2) 計画策定の目的

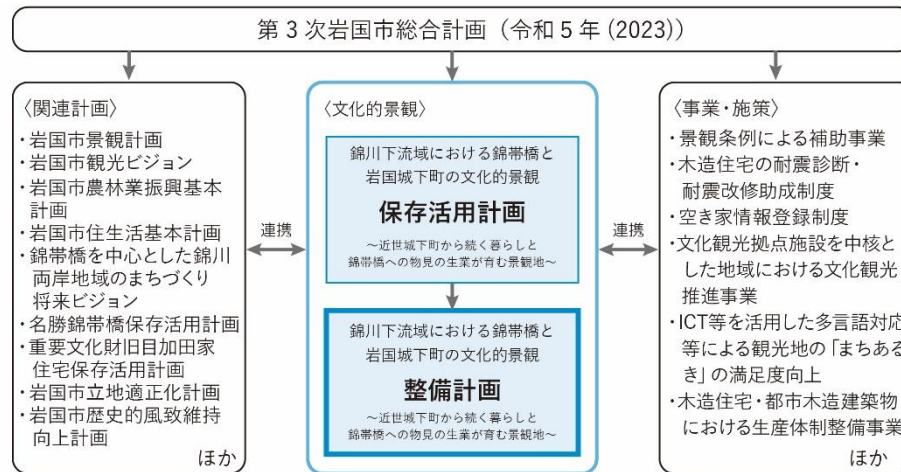
『錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観整備計画』（以下、「本計画」という。）は、本文化的景観の保存活用に必要な事項をスケジュールとともに整備事業として定めることを目的として策定する。

事業推進により、地域住民、市民及び来訪者とともに、本文化的景観の理解を深め、これまで大切にされてきた地域の文化や暮らしを見つめ直すきっかけとなり、地域の活力向上に繋げることを目指すものである。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、第3次岩国市総合計画（令和5年(2023)）を上位計画としている保存活用計画に則して策定するものである。

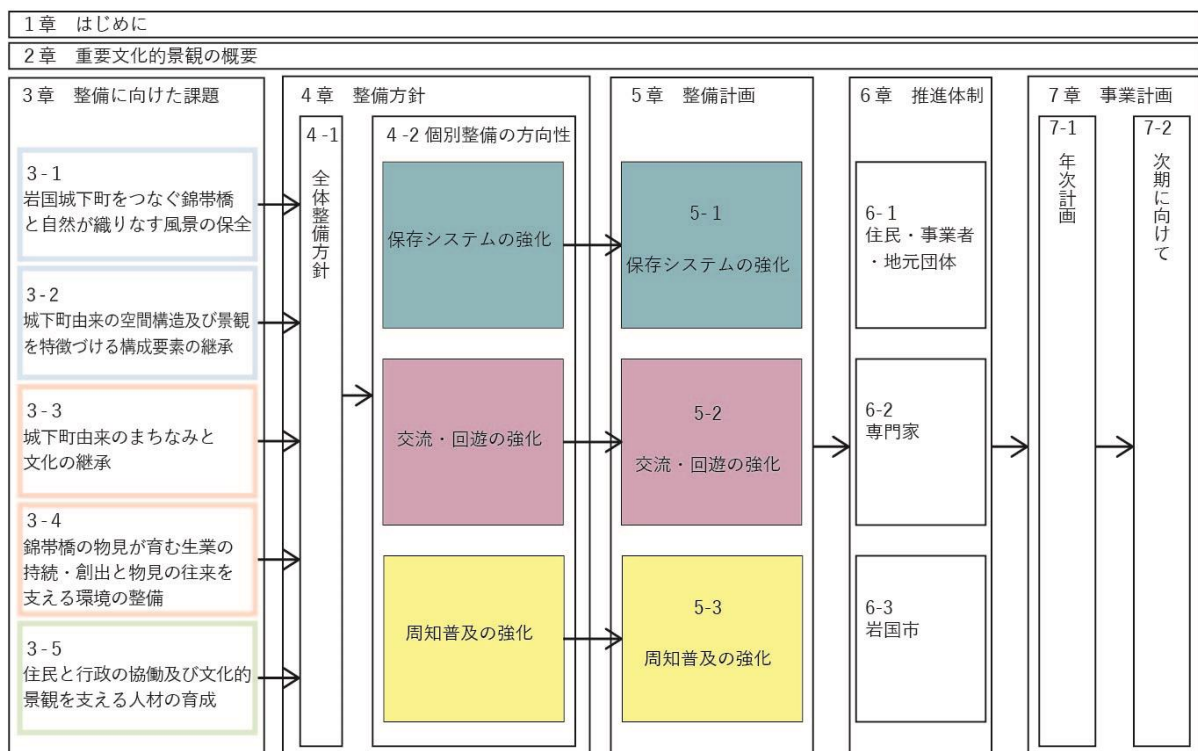
また、岩国市景観計画をはじめとする各種関連計画との連携を図り、第3次岩国市総合計画の目標の達成に向けて取り組むものである。



上位・関連計画との関係

1-3 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりとする。



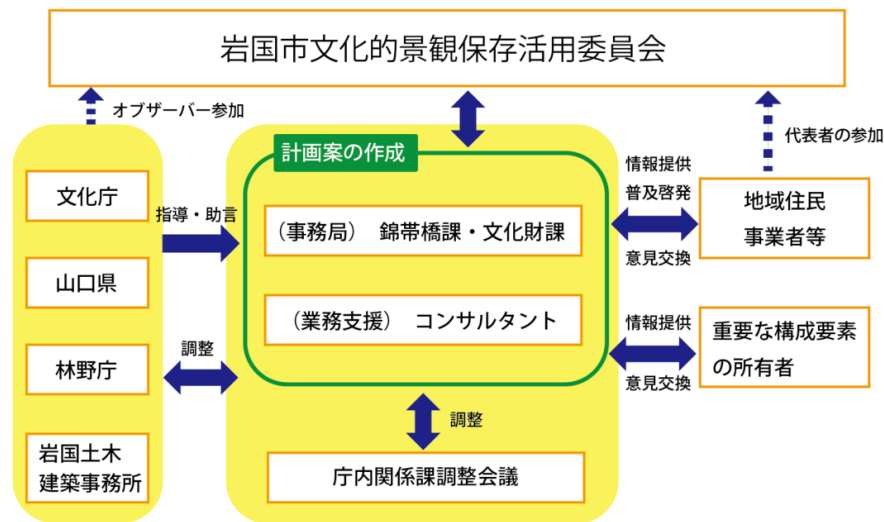
計画の構成

1-4 検討体制とプロセス

本計画は、岩国市文化的景観保存活用委員会（以下、「保存活用委員会」という。）において協議を重ね、岩国市関係部局等との調整を図って策定した。また、地域住民意見交換会や関係者へのヒアリング等を行い、意見等を計画に反映した。

計画策定のプロセスは以下のとおりである。

なお、本計画の策定には令和4年度から令和5年度までの間、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を活用した。



検討体制（要更新）

策定のプロセス

期日		会議等	主な協議内容
令和4年 (2022)	8月26日	第1回地域住民意見交換会	計画策定の目的、取組に関する意見交換
令和5年 (2023)	1月26日 27日	第2回地域住民意見交換会 (全7回)	整備検討案、支援制度に関する意見交換
	8月4日	第1回文化的景観保存活用委員会	計画の構成、課題・方針・整備事業案等
	12月12日	第3回地域住民意見交換会 (全2回)	重要な構成要素の支援制度について
令和6年 (2024)	2月1日	第4回地域住民意見交換会 (全4回)	補助制度、整備事業等について
	2月15日	第2回文化的景観保存活用委員会	計画書全体について

第 2 章 重要文化的景観の概要

2-1 重要文化的景観選定に至る経緯

岩国城下町をつなぐ錦帯橋は、その上下流域を含め、大正11年（1922）に史蹟名勝天然記念物保存法により、名勝に指定された。これは同法に基づく最初の名勝指定のうちの1件であった。その後、昭和18年（1933）に指定区域が追加されている。

本市では、昭和13年（1938）の錦帯橋風致地区の指定をはじめ、平成9年（1997）独自条例としての岩国市街なみ景観条例、平成25年（2013）の景観法に基づく岩国市景観条例など、錦帯橋と周囲の景観を一体的に守り伝える取組を行ってきた。

平成27年（2015）からは、重要文化的景観の選定に向け、保存調査を実施し、平成31年（2019）に報告書を取りまとめた。さらに、「岩国市文化的景観保存活用計画策定委員会」や庁内関係課調整会議、地域住民への意見聴取等を行い、保存活用に関する方針等の協議を重ね、令和3年（2021）に保存活用計画を策定し、文化庁への選定申出を行った。

同年10月11日に重要文化的景観に選定された。

重要文化的景観選定に至る経緯

実施時期		主な出来事
大正11年（1922）		錦帯橋が国の名勝に指定される。
昭和13年（1938）		錦帯橋風致地区が指定される。
昭和15年（1940）		町村合併により、岩国市（第一次）が誕生する。
昭和18年（1943）		錦帯橋の名勝区域の追加指定がなされる。
平成9年（1997）		岩国市街なみ景観条例（自主条例）を施行
平成10年（1998）		横山地区景観形成計画を策定
平成17年（2005）		岩国市岩国地区伝統的建造物群保存対策調査報告書作成
平成24年（2012）		岩国市景観計画を策定（横山地区を重点地区に指定）
平成25年（2013）		岩国市景観条例を施行
平成27年（2015）		文化的景観保存調査開始、岩国市景観計画の変更（岩国地区を重点地区に指定）
平成31年（2019）		文化的景観保存調査報告書とりまとめ
令和3年 （2021）	1月	文化的景観保存活用計画を策定、岩国市景観計画を改定、重要文化的景観の選定申出を行う。
	3月	名勝錦帯橋保存活用計画を策定（同年5月21日文化庁長官により認定）
	10月11日	重要文化的景観に選定される。

2-2 選定の状況

名 称：錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観

選定年月日：令和3年（2021）10月11日

所 在 地：山口県岩国市

区 域：山口県岩国市岩国一丁目、岩国五丁目、横山一丁目、横山二丁目及び横山三丁目の
全域

同 岩国二丁目、岩国四丁目、川西一丁目、関戸一丁目、関戸及び多田の各一部
萬谷川、紅葉谷川、池ヶ迫川、下大内迫川及び大内迫川の全域錦川及び大円寺川の
一部

面 積：487.3ha

選 定 基 準：二 （選定基準（7）及び（8）の複合）

重要文化的景観選定基準

- 一 （1）水田・畑地などの農耕に関する景観地
- （2）茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- （3）用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- （4）養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
- （5）ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- （6）鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- （7）道・広場などの流通・往来に関する景観地
- （8）垣根・屋敷林などの居住に関する景観地
- 二 前項各号に掲げるものが複合した景観地

2-3 位置及び範囲

錦川下流域の都市域を象徴する本文化的景観は、市の東南部で錦川が下流域に入る地点に位置する。

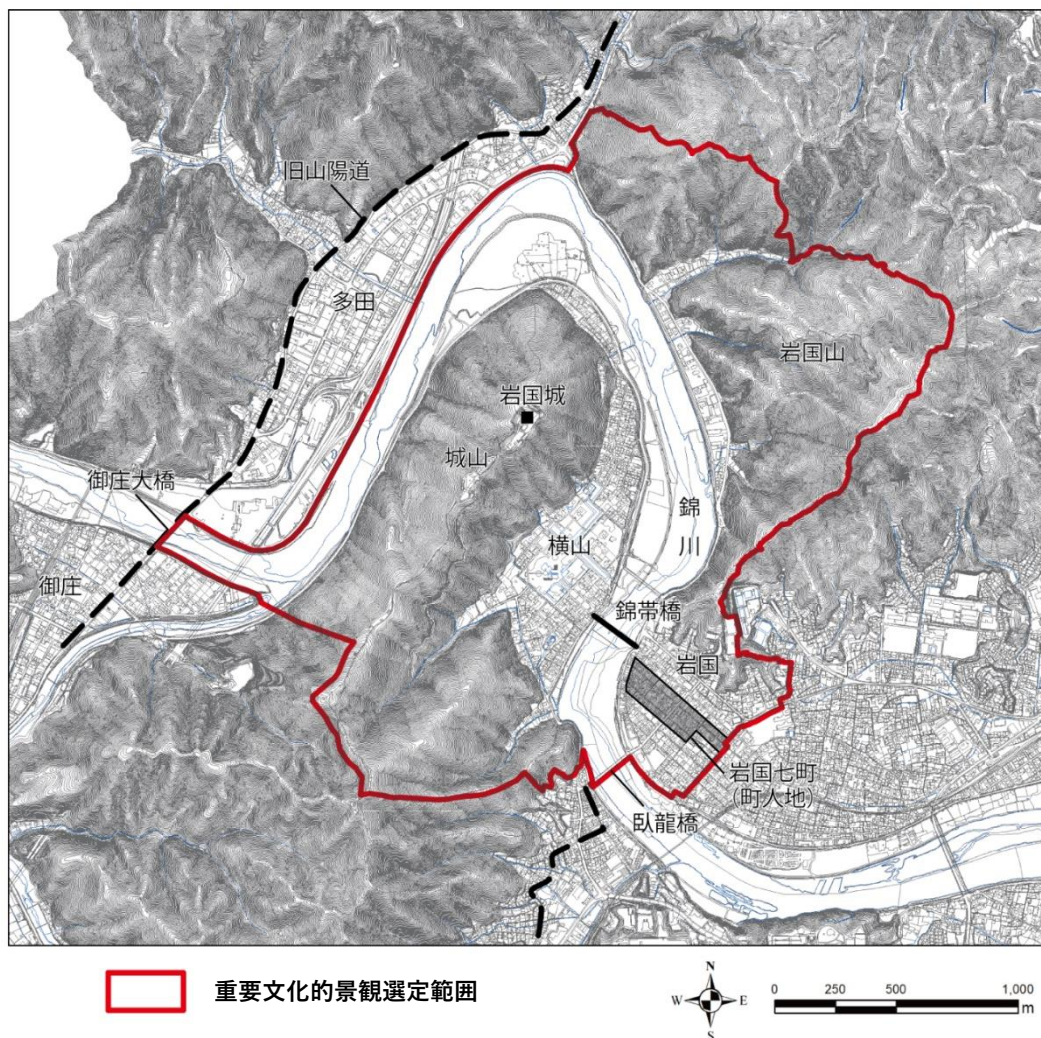
ここは、岩国-五日市断層帯の影響により城山が北に大きくせり出し、錦川が最後に大きく蛇行するところで、この地形を天然の要害として城を築き、両岸の土手の整備により河道を整え、城下町が整備された。本文化的景観はこの岩国城下町を中心とする。

また、近代化の過程で、中心商業・業務地はJ R岩国駅周辺の臨海部へ移動し、市街地が臨海部に向かって拡大したが、この現在の市街地の西端に本文化的景観は位置する。

重要文化的景観の選定範囲は、以下のとおりである。



文化的景観の位置



2-4 重要文化的景観の特色及び価値

本文化的景観の価値及び特徴は、保存活用計画において、以下のとおり示している。

(1) 本質的価値

岩国城下町は、旧山陽道と瀬戸内海に挟まれ、錦川の上中流とも交流しやすい位置に拓かれた。当地は交流の要衝であり、防芸国境の要地でもあったことから、延慶2年(1309)には大内弘幸が横山の地に永興寺を創建し、軍事拠点ともされた場所である。

慶長5年(1600)、初代岩国藩主となった吉川広家は、岩国―五日市断層帯の影響により大きく北に迫り出す城山とそれにより大きく蛇行する錦川からなる特徴的な地形を天然の要害とし、旧山陽道や錦川、瀬戸内海が見通せる山頂に居城を構えた。錦川下流域は陸化が遅く、まとまった平地が形成されておらず、州が広がる地形であった。そこで、錦川に土手を築くことで河道を整理し、州の中にまちを建設することとなり、結果として錦川兩岸にわたる城下町となる。

築城にあたっては、城山の北半部を取り巻く錦川が外堀に見立てられ、堀内にあたる東麓部には、藩主居館や諸役所、重臣等の屋敷が置かれた。これを引き継ぐのが現在の横山地区である。対岸の岩国山南麓では州の最も高い場所に大明小路が東西に通され、この通りを軸に町割りされた。大明小路の沿道には武家地が配され、その南側に並行する二筋の東西路における両側町が7つの町を形成し、それらが岩国七町と呼ばれる町人地であった。さらに南側の筋には寺院や鉄砲組等の屋敷が集められた。これらを引き継ぐのが現在の岩国地区である。

逆S字に蛇行する錦川の流れとその州の中に築かれた城下町での暮らしには、錦川の治水や浸水への備え等、暮らしを維持するための工夫が求められた。その一方で、川による流通・往来に応じる暮らし方が土手町や川原町(現在の旭町)で生まれた。これらは「川と向き合う都市の仕掛けと暮らし」を伝える要素として、今も岩国城下町の景観を特徴づけている。

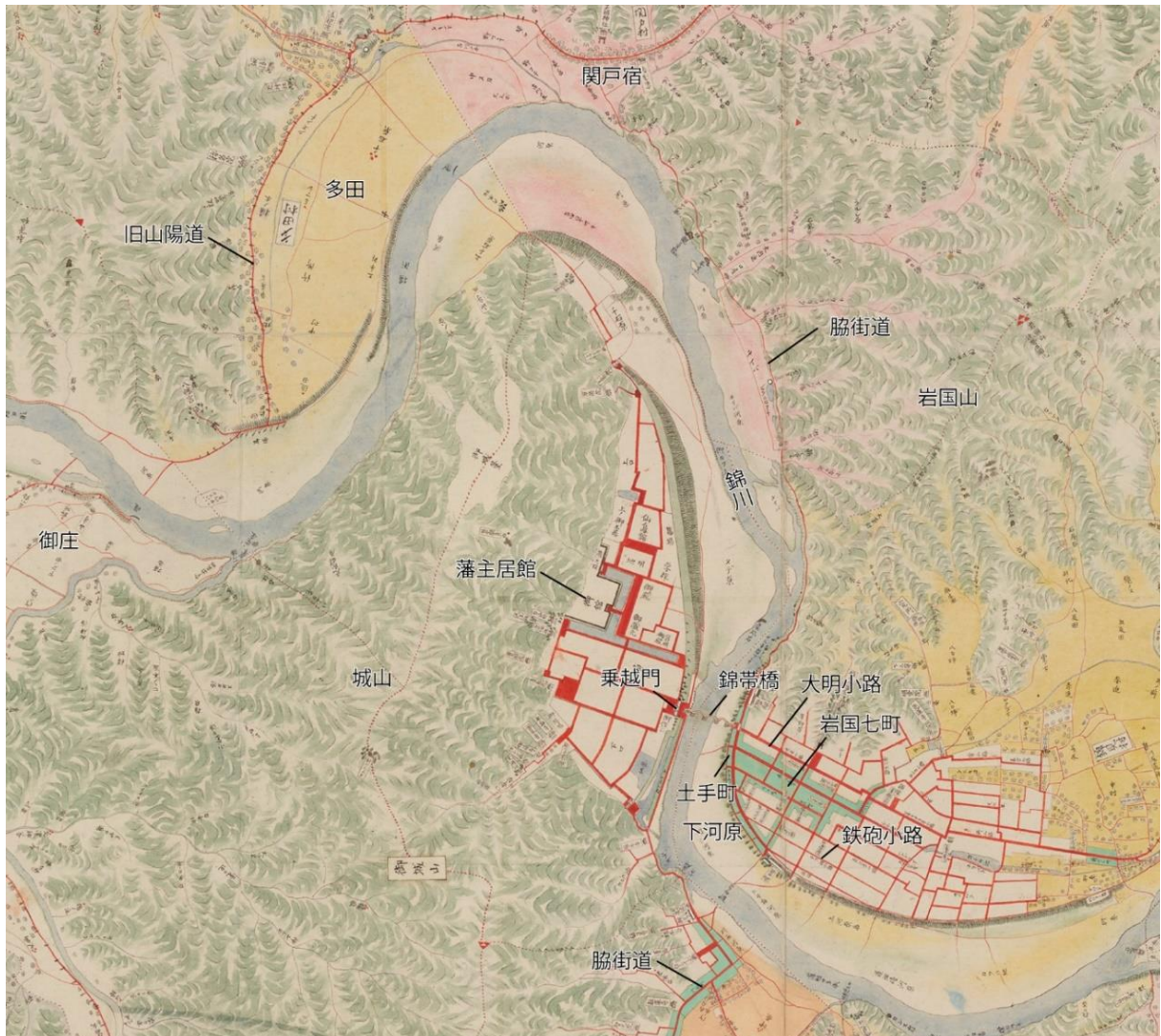
また、兩岸にわたる城下町の暮らしには往来を支える橋が不可欠である。川の蛇行部の河床環境、急な増水を繰り返す川の流れ、約200mという広い川幅という地形条件に対し、岩国藩の長年の研究により、延宝元年(1673)に錦帯橋が架橋された。錦帯橋は、架け替えを繰り返しながら現在までその姿が維持されてきた。これにより、錦川兩岸にわたる岩国城下町の一体性が保持されている。

錦帯橋は、その独特の構造美から、万葉集に詠われた名所(ナドコロ)岩国山と共に江戸時代中頃から名所(メイショ)として知られ、物見に訪れる人の往来が生まれた。「錦帯橋」と「岩国山」がセットで描かれる風景は、多くの刷り物や絵画により全国に広まり、岩国城下町に物見の賑わいともてなしの生業を生み出すこととなり、都市に新たな経済活動や文化活動をもたらした。これは現在に至るまで岩国城下町における都市活力の源を担っている。

本文化的景観は、陸化の遅い瀬戸内地域における川の州の中での都市の拓き方を見せるまちづくりの典型であり、川と向き合う都市の営みを伝えている。これを象徴した風景が、城山と錦川、錦川兩岸にわたる城下町を構成する横山地区と岩国地区、その町をつなぐ錦帯橋、そして錦帯橋とともに眺められる岩国山という5つの景観のまとまりが重なり合い一体性を成す風景である。この風景は、本市の都市としての発展の歴史を理解する上で欠くことのできないものであり、人の手がつ

くり上げてきた「自然と都市の関係性」を伝える重要な文化的景観である。

また、本文化的景観の価値を語る上で、錦帯橋は、錦川と岩国城下町の関係から、自然と人の営みがつくりだす景観としての特徴を見ることができる。



岩国領全図（三ノ中）【慶応3年（1867）、岩国徴古館蔵】に加筆



多様な景観のまとまりが重なり合い一体性を成す象徴的な風景の構図

（２）本文化的景観の３つの特徴

本文化的景観の特徴は、「川と向き合う都市の仕掛けと暮らし」「錦帯橋がつなぐ岩国城下町」「描かれる風景と物見の生業」の３つにまとめることができる。

この３つの特徴は、岩国城下町の歴史を根底に置き、その唯一無二の魅力を継承しながら今後の発展を導く上で、欠くことのできないものである。

１）川と向き合う都市の仕掛けと暮らし

○錦川の治水

岩国城下町は、錦川が下流に入り大きく逆Ｓ字に蛇行する地点において、州が広がる中、土手を築き、河道を整理することで建設された。そのため、蛇行部における川の流れに対する治水対策は常に重要視されてきた。文献からも、まず横山の藩主居館周りの石垣や堀の工事に着手し、その後、山上の城の普請に取り掛かった様子からも、治水が重要であったことが伺える。

土手では水が激しく当たる箇所には浸食を防ぐため、石積を施したり、水防林として竹を植えたりしてきた。横山地区では、水衝部の手前に、川に突き出す石積の構造物「石出し」を現在も見ることができる。これは、水の流れと勢いを制御して、その川下の土手を守るためのものである。



石出し護岸



竹林（水防林）

○浸水への備え

横山地区は、南北に流れる錦川に沿って土手が築かれ、城山との間の狭い土地に市街地が整備されている。大雨時には錦川の水位が上昇し、地区内の排水ができなくなるという問題を抱え、錦川の増水・氾濫と内水の両方から浸水しやすいところであった。浸水時に備え、藩主居館や家中屋敷には船が配備されていた。

城下町建設時には、藩主居館の周囲とその近傍に堀を設けていたが、戦乱が治まり社会が安定すると、これらは浸水対策の遊水池として使われるようになった。

幅広の排水路を巡らしたり、浸水を防ぐために地盤や建物基礎を嵩上げするなどの対策も見られ、特徴的な景観をつくりあげている。



掘割



石積による嵩上げ

○川と向き合う暮らし

蛇行する錦川に半円状に突き出す岩国地区では、河岸に比較的広い河原が形成されている。

江戸時代後期の絵図には、錦川を船が往来し、河原に船が停泊する様子や散策を楽しむ人とともに、錦帯橋橋詰北側の土手上に町家が並ぶ様子などが描かれている。

昭和9（1934）年度に新たな土手（カワドテ）が川側に築堤されると、江戸期の土手は堤防の役割を失い、ナカドテと呼ばれるようになる。

今でも土地の起伏や法面の石積みに土手の名残を見せ、また川に張り出して建てていた家屋を沿道に残している。

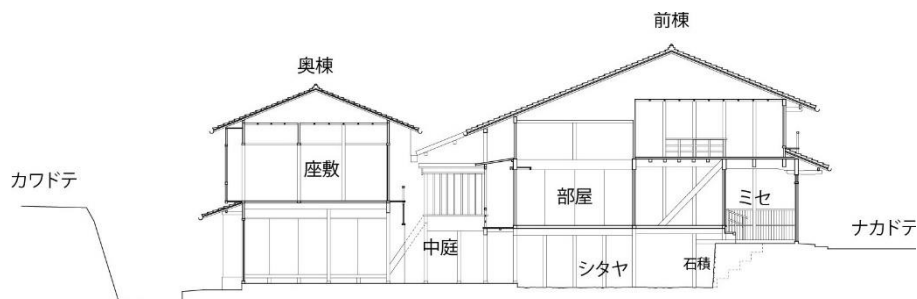
ナカドテの川側に懸かる形で、「懸作り」と呼ばれる町家（下図）が江戸時代の早い時期から建てられている。今でもナカドテを内包する建物が多く、あわせて川側の建物の2階は川を眺める部屋としてかつては接客等に使われていた設えが残る。川側の内縁や手摺り等のある外観は、風格ある座敷として使われてきたことを受け継ぐ。



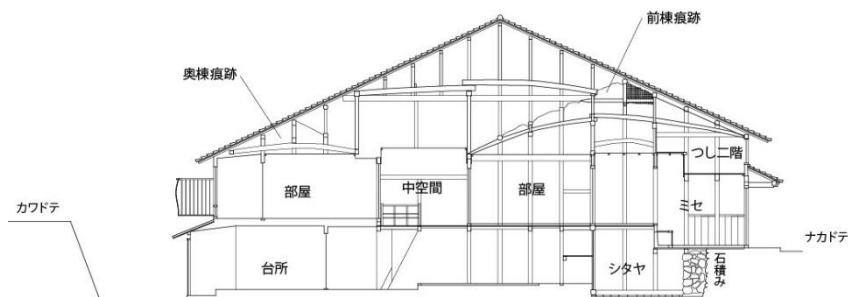
ナカドテ側のまちなみ



カワドテ側のまちなみ



ナカドテの懸作りの建物と川側の2階屋を廊下でつないだタイプの住宅



ナカドテの懸作りの建物と川側の2階屋を大屋根でつないだタイプの住宅

2) 錦帯橋がつなぐ岩国城下町

○城下町としての一体性

吉川広家の移封以前、錦川の河道は安定せず、州が広がっており、城山の山裾に永興寺が建つ以外、土地の利用は極めて限られていたと考えられる。

岩国城下町は、錦川の州の中に建設することとなったため、兩岸に分かれる形で整備せざるを得なかったと考えられる。そのため、藩政初期から兩岸の城下町をつなぐ橋が架けられていたと考えられる。橋は、増水により何度も流出したとされ、そのため、錦帯橋付近には渡船場も常置されていた。

錦帯橋が架橋された場所は、錦川の蛇行が緩やかになり、川幅を広げるため、水深も浅い平瀬となっており、架橋にも渡河にも適していた。直線的に主要道がこの兩岸に通されている点にも、城下町建設の計画性が強くうかがえる。



兩岸をつなぐ錦帯橋

○横山地区と岩国地区

江戸時代、横山地区は藩主居館や諸役所、重臣等の屋敷が置かれ藩政の拠点とされ、岩国地区には家臣団の屋敷が並び、町人地が形成されていた。

岩国藩は江戸時代初期から干拓と開作により土地を広げ農地を増やしてきたことから、近代以降は瀬戸内海に近いこれから開作された地域に住宅地や商業地、工業地帯が発展した。経済の中心は沿岸部へと移ったが、横山地区も岩国地区も、岩国城下町の風情と活気を保ちながら、今日に至っている。

横山地区では、明治以降、城山と共に文教エリアや観光スポットとしての性格を強めてきたが、城山と共に江戸時代の武家地の敷地割が継承され、藩政期の拠点であった風情を残す。

岩国地区には、近世の岩国七町の町家や近代初期の賑わいを伝える商業・業務施設を継承するまちなみがある。生活を支える商店や事業所、旅館や土産物屋等が建ち並び、その瀟洒な外観は各時代の都市の活力を伝える。町人地や武家地由来の景観が残る岩国地区は、その特徴ある景観とともに、今でも周辺地域の生活拠点の役割を担う。



横山地区のまちなみ



岩国地区のまちなみ



時代の変化を伝える岩国地区の建物

3) 描かれる風景と物見の生業

○描かれる風景

江戸時代に入ると、戦乱が収まり、街道や宿場が整備され、旅の大衆化が始まる。最初はお伊勢参りなど、寺社の参拝を目的とするものだったが、旅を題材とした滑稽本や道中日記、案内絵図や風景画等の普及と合わせて、江戸時代後期には物見遊山の旅も増えていった。

錦帯橋も江戸時代中期には、木曾の棧、甲斐の猿橋と並ぶ三奇橋として漢文詩に詠われ、参勤交代や幕府巡検視の記録にも表れる。江戸時代後期には、様々な刷り物に描かれ、西国では金毘羅宮（香川県）や宮島の厳島神社（広島県）に匹敵する一大名所となり、多くの往来を育んできた。

この頃描かれた錦帯橋の絵図には、古代から名所として知られる岩国山を背景に橋を描いているものが多い。時を経る中で、変わらず好まれ続けてきた風景の構図が、ここにはある。

○物見による往来ともてなしの生業

全国を見渡せば、城郭、藩主居館や庭園等が近代になって観光地となる所は多くみられる。一方、岩国城下町は、江戸時代から、錦帯橋の右岸橋詰には城門があり、左岸橋詰には物見客が訪れる。近世期より藩主居館に非常に近い場所に多くの人が訪れていた、独特な観光地であった。

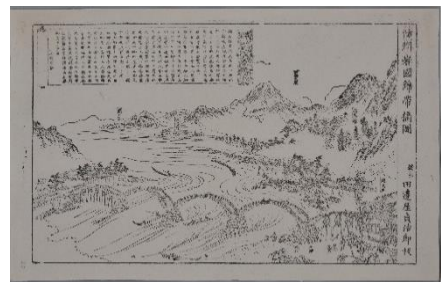
近代になると物見客を相手にした生業がおこる。左岸では橋詰周辺や土手町を中心に旅館や土産物屋が建つようになり、大正期や昭和初期頃に流行った3階建ての木造建築が今に残る。

右岸の横山地区では武家地が文教施設に変わり、明治末期に川沿いに植えられた桜並木が新たな名所となる。左岸の岩国地区では、橋詰めや武家屋敷の一部等が旅館や料亭等に変わり、近代的な意匠の町家や業務施設が新たな時代性を添えるようになる。

戦後には岩国寿司等の郷土料理や伝統が見直され、一旦途絶えた鵜飼等も復活した。錦帯橋への物見が時代を超えて、岩国城下町におけるもてなしの生業をつないでいる。



描かれてきた錦帯橋の構図



錦帯橋を紹介する刷り物
（「防州岩国錦帯橋 田邊屋貞治郎板」
岩国徴古館蔵）



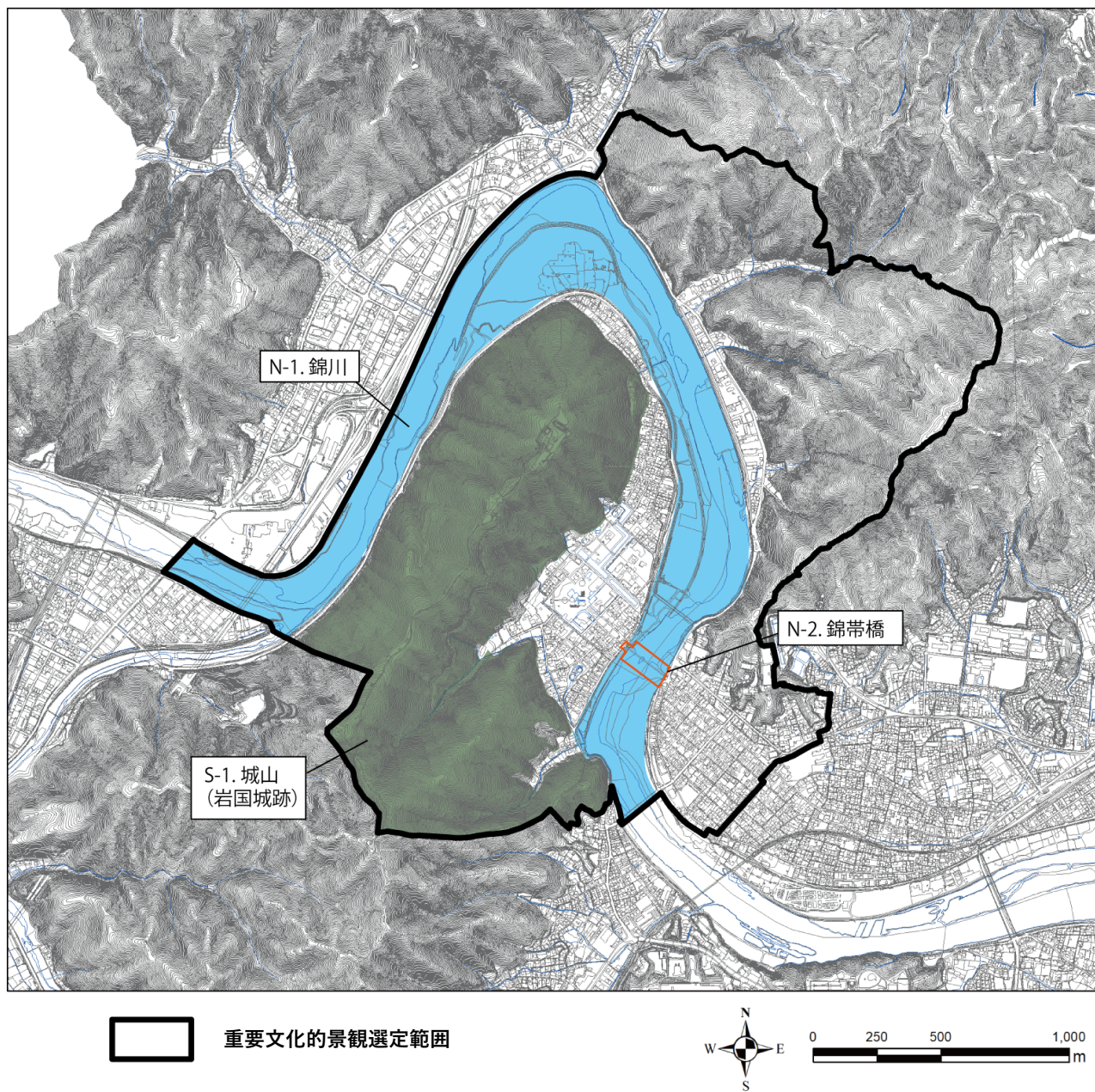
橋本町のまちなみ



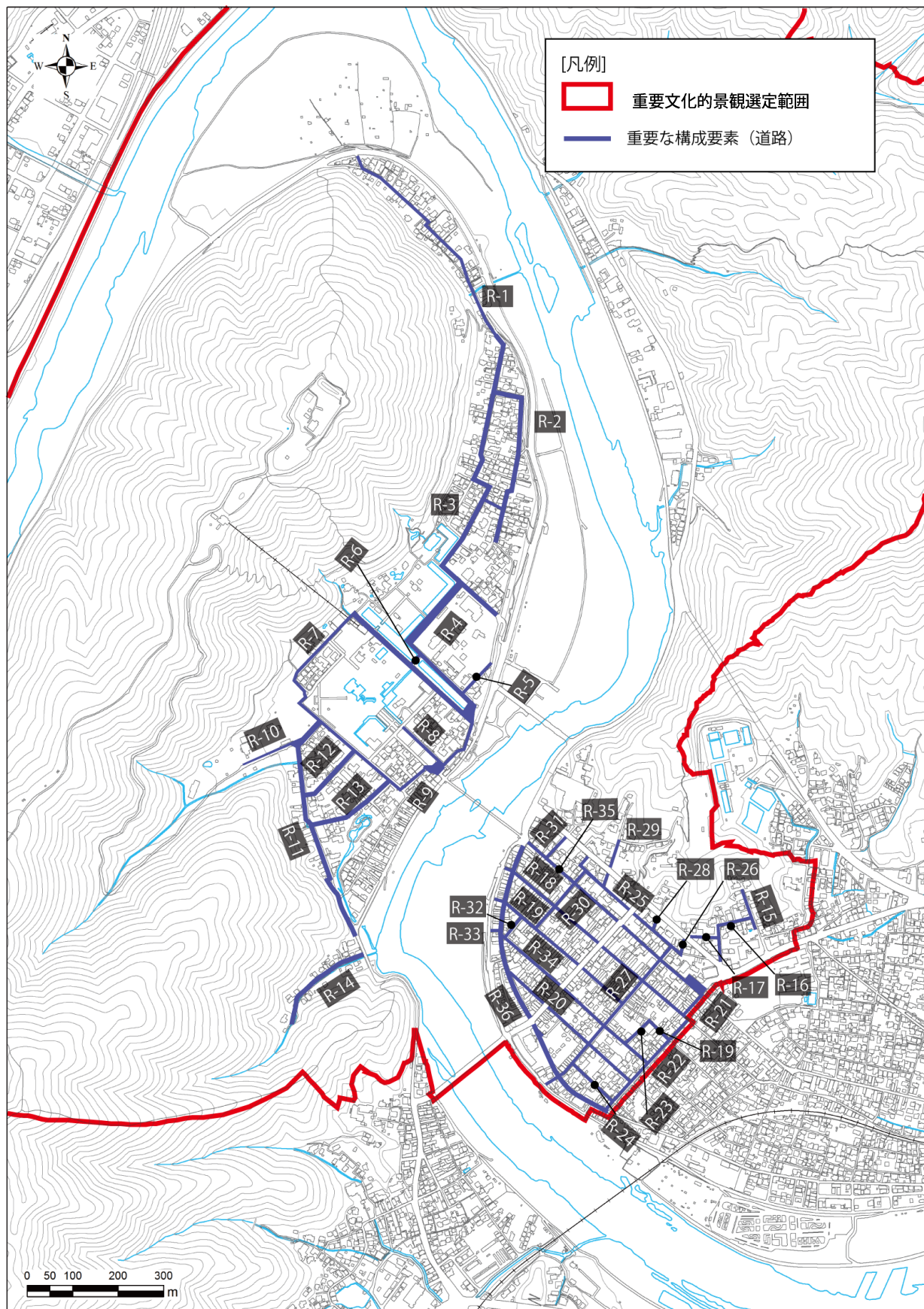
土手の桜並木

(3) 重要な構成要素の分布

重要文化的景観の本質的価値の維持にあたり欠くことのできない重要な構成要素の分布を以下に示す。



重要な構成要素の位置 (No.S-1、N-1、N-2)



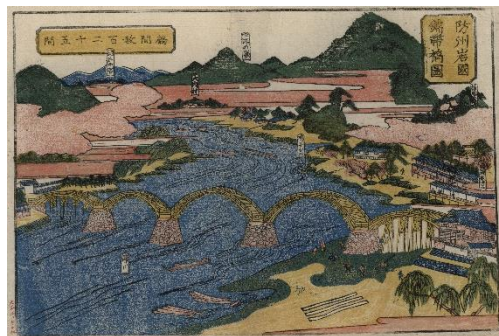
重要な構成要素の位置（道路）（No.R-1～R-36）

第 3 章 整備に向けた課題

3-1 岩国城下町をつなぐ錦帯橋と自然が織りなす風景の保全

城山とその山麓を流れる錦川、兩岸にわたる岩国城下町とそれをつなぐ錦帯橋、背後に山容を見せる岩国山という多様な景観のまとまりにより構成され、それらが重なりあうことにより一体性を生み出している風景は、江戸時代より多くの刷り物や絵画に描かれてきた。そして全国各地からの人の往来を生み、物見の賑わいをもたらし、現在の岩国城下町の都市活力の源を担っている重要な風景である。

この風景の構図とそれを成り立たせている特徴ある景観のまとまり（景観単位）は、土地利用が変化しても変わらず継承されてきたものである。今後も継承していくためには、以下の課題が挙げられる。



防州岩国錦帯橋図（岩国徴古館蔵）

（１）城山・岩国山の保全

錦帯橋及び錦川と一体となって景観を形成する良好な森林環境が広がっている。土砂災害等の対策を行うにあたっては、錦帯橋や錦川からの眺望にも配慮して検討を行うことができるよう、関係機関との連携、調整が必要である。

（２）視点場の整備

近世から描かれてきた錦帯橋や岩国山、城山等が織りなす風景を楽しみ、本文化的景観の全体像を体感できる視点場のひとつに城山があり、山頂からは城下町一帯を見下ろすことができる。一方で、草木が繁茂し、山頂からの眺望を遮っている箇所も見られる。城山は西側が施業林、東側が自然林の国有林であり、一部を市が公園施設、レクリエーション施設等として借地し、管理している。伐採等の整備にあたっては関係機関との調整、連携が必要であり、円滑な維持管理を可能とする体制の強化が求められる。

その他、臥龍橋や近之森稻荷神社付近など錦帯橋と城下町を眺めることのできるスポットがあるが、人が立ち止まって風景を楽しむことのできる場がなく、視点場としてあまり知られていない。安全に風景を楽しむよう、視点場としての空間づくりとともに、周知を図る仕掛けが必要である。



城山山頂からの眺望

3-2 城下町由来の空間構造及び景観を特徴づける構成要素の継承

岩国城下町は、慶長5年(1600)に吉川広家が横山地区に居館をかまえ、城山山頂に城を築き、錦川の両岸に城下町を整備することで、都市としての営みが始まる。北側へ迫り出す城山と、大きく逆S字に蛇行する錦川を天然の要害とし、増水を繰り返す錦川の自然条件に対し、両岸に土手を築き河道の安定化を図りながら、州であった地形を整えることで土手内に城下町を整備した。

城山には岩国城跡の遺構が残る。城下町は概ね江戸時代の町割を継承しており、横山地区には浸水への備えとしても機能した掘割や水路、石積による嵩上げ地盤等の建造物や、藩政時代からの建物、近代化の中で、藩の施設や武家屋敷のあった広い敷地を活かして整備された文教施設等の建物が残る。岩国地区では、近世の土手(ナカドテ)に懸作りで建つ住宅が並ぶ土手町をはじめ歴史的建造物が多く残る。

城下町の町割に由来する街区や道、土手の空間構成などを、岩国地区の葛石(縁石)や横山地区の石垣、掘割などの歴史的建造物やナカドテとともに継承することに加え、城下町由来の特徴ある通りの構成を、宅地割や建物の配置、伝統的な建造物や歴史を伝える施設とともに継承するために、以下の課題が挙げられる。

(1) 岩国城跡及び御土居周辺の史跡整備

岩国城跡及び御土居周辺は、文書や絵図等から歴史的背景が把握できるものの、遺構や遺物等に関する調査が十分ではない。今後、調査を実施した上で、価値を明らかにし、史跡として適切な保存活用を図っていくことが必要である。

岩国城跡は、一部に慶長期の石垣が残っており、破城の状況も良好に伝えている。一方で、石垣の一部にははらみが生じており、小規模な井戸や石垣が残る水の手郭など立入を制限しているところも少なくない。また、良好な石垣が残る北の丸に続く道は、一般の来訪者が歩きやすい状況となっていない。保存活用に向けて公開範囲の検討や来訪者が安全に散策するための整備が必要である。

御土居は、菖蒲などの季節の花を楽しみに訪れる人が多い。しかし、一部に石垣のはらみや崩落が見られ、本格的な修理を必要としている箇所もある。また、本文化的景観の価値を意識し、周知を図る取組は少ない。都市岩国のはじまりを示す貴重な遺構として周知を図り、史跡としての調査を進め、来訪者を迎える整備の推進が必要である。



菖蒲が並ぶ御土居跡

(2) 水をいなす工夫を伝える要素の整備

浸水への備えとして、横山地区を中心に、水をいなす工夫を伝える要素(護岸、掘割、水路、嵩上げ地盤等)が分布している。これらの要素は、保存活用に向けた整備を図っていくことが必要である。

（３） 価値を維持継承する防災対策

岩国城下町は、錦川の洪水や内水処理と向き合う中で、地域固有の景観が育まれてきた。今後の整備においても、災害対応を含め、本文化的景観や重要な構成要素の価値及び特徴を踏まえたものとなるよう、関係各所と調整を図ることが必要である。

（４） 重要な構成要素の修理等の仕組みづくり

建造物をはじめとする重要な構成要素の中には経年による劣化が見られるものもある。生活・生業との関係を踏まえ、価値を継承するための手段や手法を検討し、必要に応じて修理等を促進できるよう、技術面や財政面での支援の仕組みや体制を整え、住民や関係者にわかりやすく共有することが必要である。本文化的景観の選定範囲内では、すでに景観条例による建築行為等の届出制度や、昭和 25 年以前の歴史的建造物や景観重要建造物の修繕に対する助成制度を設けている。関係部局及び既存の制度と連携し、わかりやすい制度の在り方が求められる。

また、歴史的建造物の中には、耐震性の調査や対策が講じられていないものも存在する。耐震診断や耐震補強を促進するための整備や支援の仕組みも求められる。

また、本文化的景観の構成要素として価値が認められるものの、重要な構成要素への特定をはじめ保護措置が図られていない歴史的建造物も存在する。継続的な調査や必要に応じて所有者等への働きかけを行うなど、早い段階から保護が図られる手立てを講じる必要がある。

吉香公園内には、岩国高校記念館や錦雲閣、能舞台等といった歴史的建造物も複数存在する。しかし、これらの建造物も随所に劣化や耐震面の課題があり、効果的な活用には至っていない。これらの要素の価値を間近で見ることのできるよう、修理や耐震対策を行い、活用に向けた整備の推進も必要である。

（５） 錦川の水辺を楽しむ場の再生・整備・機会の創出

錦川では水辺や水面を活用した生業（漁業、鵜飼、遊覧船等）が継承されており、錦川との関りを感じることでできる機会となっている。その他、河川敷では「錦帯橋まつり」や花火大会などの多くの人々で賑わうイベントも実施している。また、日常的には釣りや川遊びをしている人々の姿も見られる。

河川敷はイベントに利用しやすいオープンスペースとなっているものの、一部駐車場利用していることや、木の根の影響などにより歩きにくい箇所もある。

より様々な人々に、楽しみながら本文化的景観の価値を伝えていけるよう、歩きやすい水辺空間づくりの取組が求められる。



鵜飼

3-3 城下町由来のまちなみと文化の継承

横山地区では、武家地の構えが引き継がれる住宅地と、歴史的な拠点性を継承した文教施設群からなり、落ち着きと風格を感じさせるまちなみが継承されている。

一方、岩国地区では、武家地由来の大明小路、町人地由来の岩国七町に、その通りを特徴づける建築物が残るほか、近代化の過程を表す業務施設の近代建築や看板建築が混在するとともに、錦帯橋の物見をもてなす生業が受け継がれている。また小糠踊りや椎尾八幡宮の大祭等、町人の文化に根ざした年中行事や伝統芸能が継承されている。

また、吉川氏の入封とともに岩国城下町に伝わり、武家の踊りとして伝来してきた岩国南条踊りがある。

土手町では、ナカドテを内部に取り込んだ懸作りと呼ばれる建て方の住宅が建ち並ぶ。対岸の旭町は、藩政の中心であった横山地区において唯一の町場であった歴史を伝える町家のまちなみを伝えている。

このような城下町由来の各地区の特徴を継承し、その特徴を活かす整備を通して個性あるまちなみの維持・創出を図り、魅力ある岩国城下町地区のまちづくりの実現を図るとともに、地区固有の祭り等の文化の継承につながる仕組みや環境の整備を図るために、以下の課題が挙げられる。

(1) 建築物・工作物等の修景に関する支援

本文化的景観は歴史的建造物以外の建築物や工作物も一体となって構成されている。これらの建築物・工作物等について、周囲の歴史的建造物や周囲の景観との調和を図ることによって、通りごとの特色ある良好な景観が形成される。これまで景観条例に基づき、建築物・工作物等の修景に関する財政的支援（助成制度等）に取り組んでおり、一定の実績がある。しかし、住民意見交換会を通して、住民の認知度は高くないことが分かった。今後は、一層丁寧な周知に取り組むとともに、わかりやすい体制の在り方や技術的支援（専門家等の派遣等）についても検討していくことが必要である。

(2) 歴史的建造物及びその周辺の延焼防止対策

まちなみを構成する多くの歴史的建造物は木造であり、密集して建ち並んでいる箇所もあるため、火災時には延焼のリスクが想定される。そのため、火災時の延焼を防止する仕組みが重要である。本市では地域防災計画を策定しており、火災の予防や地震に伴う火災の被害軽減策等を計画しているが、本文化的景観の特性を踏まえ、生命や財産とともにまちなみを守るきめ細やかな防災施設の整備は十分進んでいない。本文化的景観の防災計画を策定した上で、防災設備の充実や防災意識の周知徹底に取り組んでいくことが必要である。

(3) もてなしの生業創出につながる建造物等の活用支援

本文化的景観には、町家や時代性を象徴する外観を有する近代建築物、通りの景観を特徴づける歴史的建造物等、多様な歴史的建造物が存在する。この中には保存措置が講じられていない建造物もあることから、人知れず失われることのないよう、所有者の意向を踏まえ景観法に基づく

景観重要建造物の指定を行うなど、地域の個性を継承する取組が必要である。

また、物見でにぎわってきた城下町として、飲食、宿泊、土産物販売等の営みが続いているが、その数は少なくなっている。もてなしの生業の創出につながる店舗や旅館等としての歴史的建造物の活用も可能となるよう、効果的な仕組みや制度づくりを行っていく必要がある。

（４） 歴史的建造物に関わる技術の継承

全国的な課題である歴史的建造物の修理に関わる技術を持った職人の減少や、建築資材等の地域での調達困難など、歴史的建造物の保存・継承をとりまく環境は年々厳しさを増している。こうした中、地域の技術者が円滑に歴史的建造物の修理に携わることのできるよう、歴史的建造物の価値を維持するために必要な材料（両袖瓦を含む。）の手配、生産等の仕組みを検討することが必要である。



両袖瓦

（５） 川と向き合う暮らし方・住みこなしの文化の継承

川と向き合う都市の価値を伝える土手町や旭町では、特徴ある建物と暮らしが継承されている。しかし、その建物の特徴や暮らし方を広く伝える取組は少ない。将来にわたり住みこなしの文化が継承されるよう、記録作成や情報発信等の取組の推進が課題である。

（６） 持続可能なまちなみ保全と豊かな暮らし・まちの賑わい創出に向けた意識の醸成

歴史ある生活・生業が続いている一方、現代的な生活や事業活動のニーズも高いことが住民意見交換会等から把握された。本文化的景観の価値を継承したまちなみとともに、岩国城下町の暮らしの継承、まちの賑わいの創出につながる具体的なイメージを住民と事業者が共に考え、発信する取組を継続的に推進することが必要である。

（７） 伝統芸能の継承

椎尾八幡宮の大祭をはじめとした祭りや、岩国南条踊や小糠踊り等の伝統芸能が継承されているが、担い手の減少や地域活動の変化等に伴う催事など伝統芸能を披露する機会の減少が課題となっている。担い手の育成、技術の継承につながる仕組みや環境の整備について、官民が連携し取り組むことが必要である。

（８） 郷土料理・食材の普及・継承及び新規開発

岩国城下町には、ハレの日の食卓を彩った郷土料理である岩国寿司や岩国れんこん等、地区住民や来訪者が味わってきた郷土料理・食材が継承されている。しかし、岩国城下町地区の飲食店は錦帯橋を訪れる多くの観光客と比して十分な数にはなっておらず、特に夜間の飲食営業が少なく、城下町の人々の往来も少ない。地域の食文化の普及・継承を図るとともに、地域の賑わい創出につながるような歴史・文化を楽しむ新たな料理等の開発の支援策について、官民が連携し、取り組むことが必要である。

3-4 錦帯橋の物見が育む生業の持続・創出と物見の往来を支える環境の整備

近世中期から始まる錦帯橋への物見は、来訪者をもてなす生業を生み出し、岩国城下町の賑わいを生み出してきた。近代に入り横山地区は公園の整備が進められ、吉香公園を中心に現在でも多くの来訪者を迎えている一方、岩国地区では、まちを訪れる人は少ない。

人々へのもてなしにつながるよう、魅力ある歴史的建造物の活用や、公園や閑静な住宅地と共存するよう、来訪者の動線を整理・整備等を通して、岩国城下町地区が一体となった賑わいを生み出すことで、魅力と活力あるまちづくりにつなげていくために、以下の課題が挙げられる。

(1) 回遊性の向上を図るルートの整備

来訪者の多くは錦帯橋から岩国城までのルートに集中しており、多彩な歴史的建造物が残る岩国地区をはじめ、その他のエリアには人々の流れが広がっていない。そこで、本文的景観全体の価値を伝えるに相応しい回遊ルートの検討及び顕在化が必要である。

これまでも回遊を促す施設（通路、案内サイン、駐車場等）の整備に取り組んでいるが、案内サインは横山地区が中心で岩国地区には少なく、夜間照明も少ないなど、今後も継続的に整備、拡充していく必要がある。



案内サイン（横山地区）

これまで錦帯橋下流左岸の下河原の大部分を観光駐車場として利用してきたが、景観面での影響が大きいことに加え、増水した際には利用できないこと、バリアフリーに対応していないことなどの問題がある。観光駐車場の段階的な移設計画も進んでいるが、継続して回遊ルートに配慮した駐車場の移設を検討、整備していくことが必要である。

広い選定範囲内の回遊を促すにあたり、来訪者の徒歩移動を補完する新たな交通手段の整備等について関係部局が連携し検討する必要がある。

(2) 空き家・空き店舗の活用促進に向けた仕組みづくり

岩国城下町地区において、近年、空き家や空き店舗の増加が急速に進展しており、かつて町家や店舗だった歴史的な建物が解体され、空き地となっているところも見られる。また、住民意見交換会では高齢者の一人暮らしも多いことから、将来的な建造物の継承には不安を抱える声も寄せられた。

空き家や空き店舗については、持続的な活用が可能な整備を進めるために、利用希望者と建造物所有者等をつなぐ仕組みを官民の連携のもと早急に検討することが求められる。



空き地の増加

(3) 町全体の往来を促す機会の創出

現在は錦帯橋から横山地区への往来が中心であるが、今後、岩国地区ひいては城下町全体への往来へとつなげていくことが課題である。そのために、新たな機会づくりに資する事業活動の展開を支援する仕組みづくりを関係部局が連携し検討する必要がある。

3-5 住民と行政の協働及び文化的景観を支える人材の育成

文化的景観の円滑な保存活用のためには、行政と住民等とがそれぞれの役割のもと、協働で取り組むことが不可欠である。岩国城下町は、まちなかであり開発圧力も高く、住み続けている住民の高齢化、暮らし方に対する価値観の変化、住民の入れ替わり等により、まちの様相が変化しがちである。地区固有の文化の継承やまちなみの保全に向けては、住民と行政が方向性を共有しながら、協働による取組を推進することが求められる。

本文化的景観の保存活用に向け、行政と住民等が協力・連携した運営体制の構築を目指し、継続的な情報共有、まち歩きや座談会の開催をはじめとした普及啓発の機会、本文化的景観の保護のために必要な施策を共に考える機会等の創出に取り組むとともに、より多くの本文化的景観を支える人材の育成を図るために、以下の課題が挙げられる。

(1) 文化的景観に関する情報発信

文化的景観は、地域固有の魅力である。文化的景観に関する情報について住民等と共有し、理解を深め、価値の継承に向けた取組につなげていくことが重要である。本市では、市公式ホームページにおける本文化的景観の取組についての掲載や、本文化的景観概要版パンフレットの作成によって情報発信に努めている。また、本文化的景観のエンブレムのデザインをネット投票によって決定するなど、市民参加型の取組も行ってきたところである。

しかし、住民や来訪者への浸透はまだ十分とはいえず、ホームページや多様な媒体の活用とあわせて、パンフレットの充実や住民や来訪者が目に届きやすい場所への配置など、受け取りやすさに配慮した情報発信に継続的に取り組んでいくことが必要である。

(2) 住民等との持続的な意見交換と住民主体の体制構築

文化的景観の保存活用には、住民等の理解と協力が不可欠である。しかし、重要文化的景観の選定から日が浅く、住民等が本文化的景観の価値を誇りとして捉え、能動的に保存活用に取り組んでいけるような体制や意識の共有が確立していない。

今後、まずは、まち歩きや意見交換を行う座談会等を開催するなど、住民等と関わりを持つ機会を継続的に創出することが必要である。加えて、地元が主体的に活動できる体制を検討し、構築に向けて取り組むことも必要である。

(3) 市民・来訪者に向けた情報発信の機会創出

近隣地域の認知度は錦帯橋に集中している。本文化的景観の価値を広く伝えるとともに、交流の促進や移住者等の受け入れにもつながるよう、住民以外の市民・来訪者に向けた情報発信も重要である。本文化的景観に関するシンポジウムや講習会の開催など、幅広い人々が参加可能な学習の機会を設けていくことが必要である。

(4) ガイド人材の育成

岩国城下町では岩国観光ガイドボランティアが活動している。しかし、本文化的景観の価値を

意識した研修等は未実施である。また、担い手の高齢化も進んでいる。

本文化的景観を意識した研修会の実施や研修資料の作成、案内時に活用できるツールの作成等を通じて、ガイド人材の育成に寄与する取組が必要である。

また、将来の担い手となる若年層や子供たちが興味関心を持ち、誇りを育んでいけるよう、わかりやすい情報発信にも取り組んでいく必要がある。

（５） 歴史的建造物の活用促進

先述のとおり、岩国城下町地区において地区の歩んできた生活・生業を伝える歴史的建造物の空き家や空き店舗が増加している。また、少子高齢化などにより、今後更なる空き家や空き店舗の増加が懸念される。一方、近年各地で歴史的建造物を活用した移住や飲食業、宿泊業をはじめ様々な事業に取り組む事例が進展しており、岩国城下町地区においても錦帯橋の入橋者数を鑑みると十分なポテンシャルがあると考えられる。

地区内外の多様な人材により、既存の建造物の利活用を進めていけるよう、所有者と活用希望者のマッチングの仕組みや体制の構築、建物の公開活用等の社会実験、活用イメージやプロセスの情報発信などに取り組んでいくことが必要である。

（６） 文化的景観に関わる技術者の育成

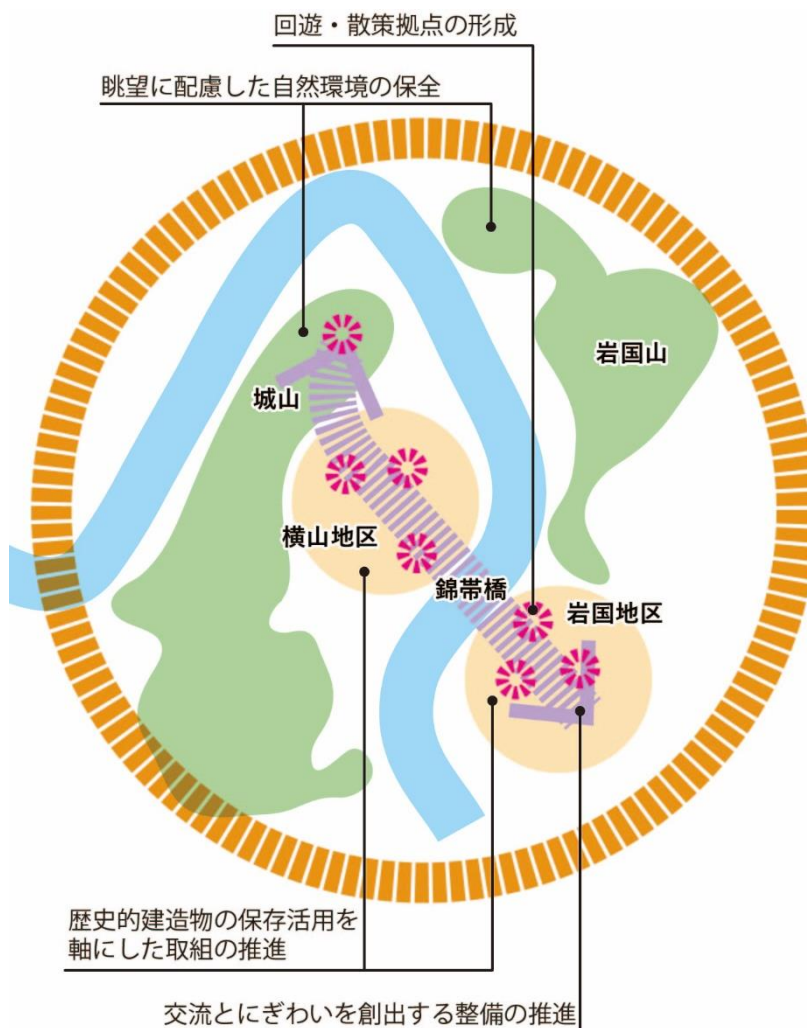
歴史的建造物の修理等には伝統的な技術を有する技能者（建築設計者、大工・施工者等）が必要である。本市には、地域に伝わる伝統的な技術を持った職人や技術者として、錦帯橋の架け替えに関わる大工が居るものの、全国的な傾向と同じくその数は少なくなっている。また、本市内にヘリテージマネージャーも存在するが、その人数は多くなく、本文化的景観に特化した勉強会等も実施していない。技能者が本文化的景観の価値や特徴について理解を深めるとともに、専門的な知識や技術の向上が図られるよう、技術の習得につながる機会を創出していくことが必要である。

第 4 章 整備方針

4-1 全体整備方針

「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」は、川と向き合う都市の暮らしが続くとともに、絵図等に描かれる名所として知られ、今なお有数の観光地としての賑わいと人々をもてなす生業が続いている。現在、多くの人々の往来は錦帯橋から吉香公園、城山に見られるが、本文化的景観の価値に触れるには、より広く人の動きをつくり出していくことが重要である。錦帯橋でつながる錦川兩岸の城下町の人の流れを生み出していくことで、地域の活力の維持につなげ、以て本文化的景観の保護の推進力としていく。

そこでまず、本計画では、人々の動きや目に触れる回遊・散策拠点の形成を図る整備を推進する。さらに歴史的建造物が町並み景観を構成している横山地区と岩国地区では、歴史的建造物の保存・活用を軸にした取組を推進する。あわせて人々の交流とにぎわいを創出する整備にも取り組む。本文化的景観の背景を構成する城山、岩国山は眺望に配慮し、自然環境の保全を図る。これにより、本文化的景観の価値に磨きをかけ、城下町全体の一体感を高めていくことを整備目標とする。



全体整備方針図

4-2 個別整備の方向性

人々の動きをつくり出していくための具体的な整備の方向性として、保存システムの強化、交流・回遊の強化、情報発信の強化に取り組んでいく。

<保存システムの強化>

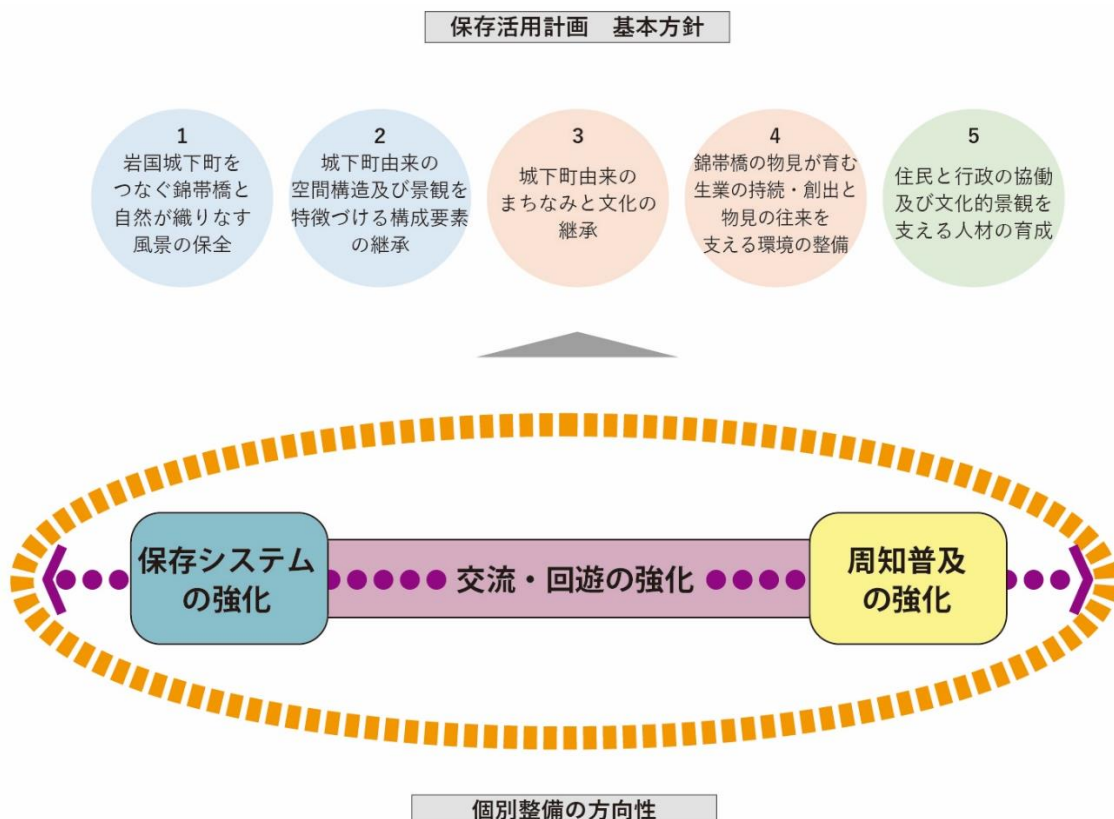
本文化的景観の構成要素に対して、活用や防災性の向上も意識しつつ、その特徴や特性に適切に対応した修理復旧を推進するため、技術的及び経済的支援を行っていく。

<交流・回遊の強化>

散策・回遊拠点をつなぐネットワークにおける人々の動きを促進するため、住民と来訪者の双方にやさしい環境を整備していく。

<周知普及の強化>

本文化的景観に関する理解を深め、関心の持続を図るため、積極的かつ継続的に本文化的景観の価値や制度に触れる機会を創出していく。



基本方針と個別整備の方向性の関係

第 5 章 整備計画

5-1 保存システムの強化

保存システムの強化に向けて、本質的価値の継承に欠くことができない重要な構成要素を数多く保存活用し、地域一体で景観を育んでいくための支援制度やスキームづくり及び材料確保に取り組む。また、本質的価値の継承のための仕組みの構築、構成要素の継承を図るための環境整備や構成要素周辺における防災施設整備といった構成要素の保存に向けた整備、保存活用を担う関係機関や住民等との連携や技術者の育成といった本質的価値の継承に向けた体制の構築に取り組む。

1) 本質的価値の継承のための仕組みの構築

①重要な構成要素の修理・復旧事業・耐震促進事業

本文化的景観の本質的価値の維持のため、多くの重要な構成要素について保存活用を図り、地域一体で継承に取り組むことが必要である。そこで、民間所有の重要な構成要素については、国庫補助を活用した修理・復旧の支援、耐震改修の支援事業に取り組む。

岩国市文化的景観保護推進事業費補助金交付要綱を定め、建築物、工作物及び環境物件を対象とし、外観及び構造耐力上必要な部分の修理又は復旧に係る経費や耐震改修に係る経費の一部を補助する制度の推進に取り組む。

支援制度の活用にあたっては、重要な構成要素の将来にわたる継承を図るため、必要に応じて次世代も含めた所有者の同意を得て事業を行うこととする。

事業の推進にあたっては、所有者（事業者）及び市との事前協議及び現状変更等の届出を行うとともに、専門家等からなる文化的景観保存活用委員会、文化庁及び山口県などの助言、指導を受けて検討を行うものとする。修理・復旧に係る取扱基準は資料編に示す。

また、修理・復旧等の工事の際は、通常目にすることができない姿を見ることができ貴重な機会でもあるため、本事業や使用される技術に関する学習機会として捉え、所有者や事業者の同意を得て、必要に応じて工事現場見学会を行うなど、地元技術者や住民等への公開機会の創出に取り組む。

②生活・生業支援制度

歴史的建造物は、少子高齢化などにより空き家化した結果、解体に至る事例が増えている。歴史的建造物の保存活用及び歴史的建造物における生活・生業の継続を目的として、歴史的建造物の内装の改修等に係る経費を支援する制度を創設し、事業の推進に取り組む。

また、本文化的景観の本質的価値を構成する歴史的建造物と一体となって景観を形成している建造物においても、地域における生活・生業の継続を図るため、支援制度の創設及び事業推進を検討する。

制度の内容は、以下を基本として検討する。

・城下町歴史的建物活用促進事業

対象：重要文化的景観選定エリア内の構成要素（歴史的建造物）

対象工事：居住（賃貸含む。）又は対象業種の事業の開始を目的とした改修工事（内装）にかかる工事費

・城下町店舗魅力向上事業

対象：既存事業者（1年以上対象業種の事業を営んでいる者）

対象工事：店舗の魅力を向上させる内部の改修
天井、壁クロス、床シート貼替工事等

・城下町空き屋空き店舗活用事業

対象：空き家又は空き店舗を活用して対象業種の事業を開始する者

対象工事：事業を開始するための天井、壁クロス、床シート貼替工事等

<各種助成制度の関係性>

本文化的景観選定範囲内の歴史的建造物については、①重要な構成要素の修理・復旧事業・耐震促進事業、②生活・生業支援制度の他、岩国市景観条例に基づく修繕・修景助成にも取り組んでいる。主に外観に関わる工事に関する支援制度を「景観を育む支援制度」、内装や設備の改修・更新に関する支援制度を「営みを続ける支援制度」として、以下に整理する。

要素の種類	構成要素（歴史的建造物）			その他要素
	重要な構成要素 文化財保護法に基づき国が特定した要素	景観重要建造物 景観法に基づき市が指定した要素	歴史的建造物	左記以外の要素 （新築を含む。）
景観を育む支援制度	重要な構成要素の修理復・旧事業・耐震促進事業	景観重要建造物の修繕事業	歴史的建造物の修繕事業	その他の要素の修景事業
営みを続ける支援制度	生活・生業支援制度（城下町歴史的建物活用促進事業）			生活・生業支援制度（城下町店舗魅力向上事業、城下町空き家空き店舗活用事業）

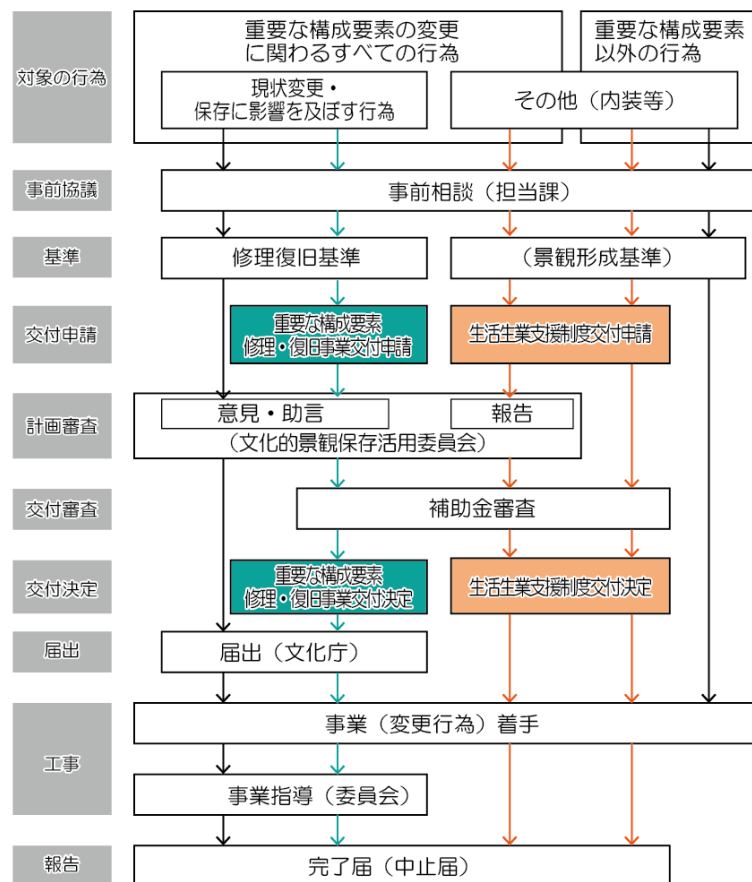
＜①重要な構成要素の修理・復旧事業・耐震促進事業と②生活・生業支援制度の連携＞

景観を育むための支援制度である「①重要な構成要素の修理・復旧事業・耐震促進事業」と、地域での営みを続けるための支援制度である「②生活・生業支援制度」を連携して運用し、文化的景観の本質的価値の維持を図っていく。そのため、各事業は単独でも組み合わせても使用可能なものとする。

なお、重要な構成要素以外の建造物の外観・構造に係る変更については、別途、景観計画に基づく修繕または修景を行うことが可能である。

表 制度概要

	重要な構成要素の修理・復旧事業・耐震促進事業	生活・生業支援制度
対象行為	本質的価値を維持するための修理・復旧工事（主に外観、構造）	居住・事業のための改修工事（主に内装、設備）
取扱基準 （資料編参照）	原則として履歴を調査の上、然るべき修理を行う	なし（ただし、公共の福祉の観点から補助金を活用する場合、地域づくりへの協力を依頼）
手続き	現状変更が生じる場合は、文化庁長官への届出が必要	市長へ申請等の手続きが必要



③重要な構成要素の追加特定、景観重要建造物の指定

本文化的景観の構成要素のうち、本質的価値の保存に特に欠くことのできない要素を重要な構成要素として特定している。しかし、詳細な調査が未実施のものや、所有者の同意が得られていないものなど本質的価値を構成している可能性のある要素であっても未特定のものが存在する。そこで、本質的価値をより深め地域一体で保存を図るため、支援制度の運用や周知普及の取組の推進と連携することで、地域の制度理解をより一層深めながら、本文化的景観の価値を構成する要素の調査に基づき、重要な構成要素の追加特定に向けた取組を進める。

●特定のプロセス

重要な構成要素の特定にあたっては、詳細調査のうえ、価値等を整理し、個票の作成を行う。文化的景観保存活用委員会での協議、所有者及び必要に応じて次世代の所有者の同意を得て、文化庁文化審議会での審議を経て特定する。

なお、より速やかに保存措置を講ずるため、重要な構成要素の特定に先立って、市長により景観重要建造物としての指定を先行して進めることも可能とする。

＜重要な構成要素 特定のプロセス＞

- 1) 要素の調査、価値等の整理
- 2) 文化的景観保存活用委員会への意見聴取
- 3) 所有者の同意
- 4) 文化庁文化審議会での審議
- 5) 特定

●特定の考え方

ア) 保存活用計画における基本的な考え方

保存活用計画において、重要な構成要素の特定の基本的な考え方を以下のとおり示している。

本文化的景観の3つの特徴と特定の考え方（保存活用計画より）

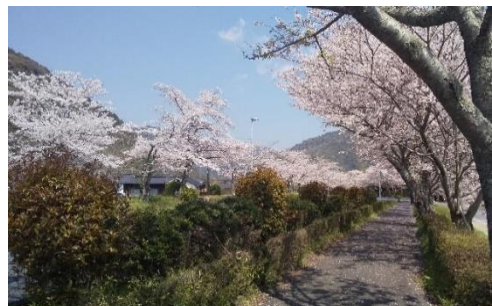
本文化的景観の特徴	特定の考え方
特徴① 川と向き合う都市の 仕掛けと暮らし	- 城の選地及び錦川の両岸にまたがる岩国城下町の成り立ちに影響する自然的な要素 - 錦川と向き合う治水や暮らし方を今に伝える遺構や建造物等の要素
特徴② 錦帯橋がつなぐ岩国 城下町	- 錦川両岸に一体的に整備された岩国城下町地区の町割を継承した街区パターンを伝える要素 - 城下町由来の暮らし方、土地利用の変化を伝える建造物や施設及びその土地等の要素
特徴③ 描かれる風景と物見 の生業	- 近世の刷り物等に描かれてきた風景を構成する要素 - 錦帯橋を中心とした名勝地として整備されることにより、現在の錦川沿いの風景を構成している要素 - 近世以降、岩国城下町や錦帯橋への往来者をもてなす生業を営む又はその生業の特徴を残している建造物又は施設等の要素



特徴①②を示す特定済みの重要な構成要素「掘割」



特徴②を示す特定済みの重要な構成要素「旧吉川家岩国事務所」



特徴③を示す特定済みの重要な構成要素「桜並木」



特徴②③を示す特定済みの重要な構成要素「本家松がね」

イ) 追加特定の方針

【要素の区分】

重要な構成要素を以下のとおり区分する。

歴史的建造物	建築物	主屋、付属屋、蔵、門、社寺
	工作物	塀、石垣、石積、道路、その他工作物
環境物件		山林、河川、水路、池、樹林、その他環境物件

城山や錦川、城下町の骨格を継承している道路といった主要な山林、河川、道路については、すでに重要な構成要素として特定している。一方、民間の要素が多く、建て替えや解体等により価値が失われる可能性が高いと想定される歴史的建造物は、特定が一部に留まっている。よって、歴史的建造物について、優先的に追加特定を行う方針とする。なお、環境物件についても必要に応じて追加特定を検討する。

【歴史的建造物（建築物・工作物）の追加特定】

歴史的建造物については、保存活用計画における基本的な考え方を前提として、所有者等の希望があった場合には特定に向けて調査、検討等の取組を推進する。その他、整備目標の実現に向けて、計画的に重要な構成要素の追加特定に向けて積極的に調査、検討等を進める考え方として、以下Ⅰ、Ⅱを示す。

Ⅰ 構成要素（歴史的建造物）の抽出

以下すべてに該当する要素を「構成要素（歴史的建造物）」とする。構成要素（歴史的建造物）は主に外観からの調査によって抽出する。

- ・重要文化的景観選定範囲内に所在
- ・歴史的建造物
- ・外観から、本文化的景観の3つの特徴のうちいずれかを有し、価値を構成する可能性がある
と推定される要素

※既に重要な構成要素として特定されているものは抽出対象から除く。

Ⅱ 早期に追加特定に向けた取組を進める要素の考え方

構成要素（歴史的建造物）の中から、特に本文化的景観の本質的価値の保存活用のために欠くことのできない要素について、順次、重要な構成要素としての追加特定に向けた検討を行っていく。

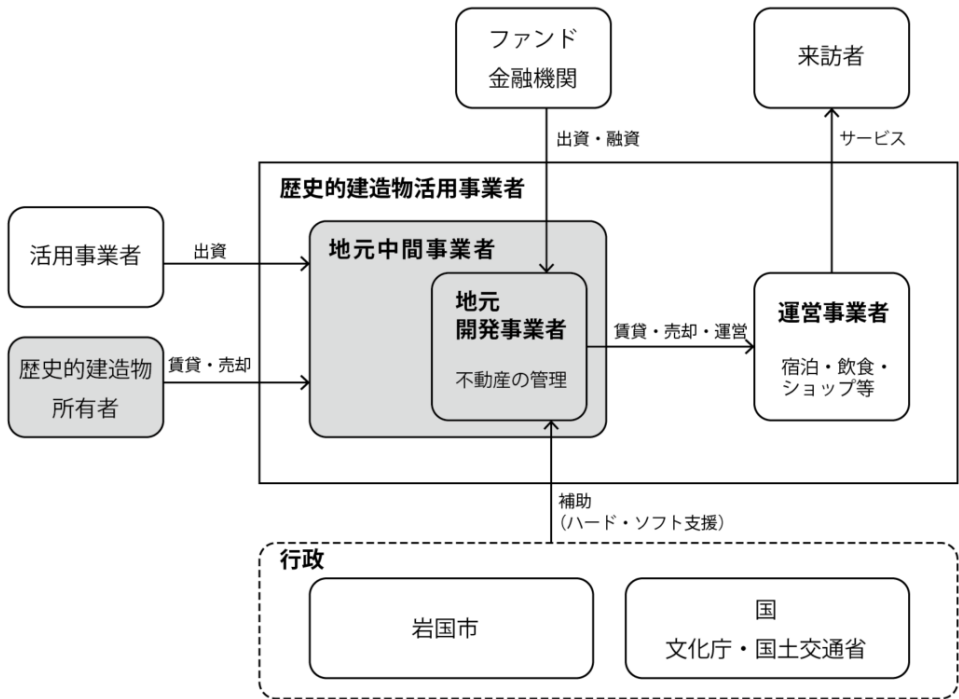
本整備計画の整備目標を踏まえ、追加特定を目指して早期に取組を行う要素は、以下1.～4.のいずれかに該当する要素とする。

1. 原則、錦川兩岸の横山地区及び岩国地区内の、本文化的景観の本質的価値の保全継承のために欠くことのできないもので、大明小路又は岩国七町を中心とした範囲に位置する要素、若しくは錦帯橋、錦川又は吉香公園と一体的に望見できる要素
2. 城下町の町割りの骨格を継承するとともに、錦川と向き合う治水の工夫を伝える要素
3. 本市が主体として保存活用を図るべき公共所有の要素
4. その他本文化的景観の保存活用に欠くことのできないと判断される要素で、保存状態、周辺環境等を踏まえ、緊急性が高いと判断される要素



④歴史的建造物活用スキームの構築

本文化的景観の価値を構成する要素である歴史的建造物の取り壊しや建て替えを防ぎ、活用を促進するため、官民連携で取組を進めるスキームの構築を行う。



歴史的建造物活用スキーム（案）

⑤修理等に必要な材料の確保に向けた仕組みの検討

地域の技術者が円滑に歴史的建造物の修理に携わることのできるよう、歴史的建造物の価値を維持するために必要な材料の手配、生産等の仕組みを検討する。

城下町の屋敷で見られる両袖瓦については、修理等の際に活用できるよう、予め型枠を作成する。



両袖瓦

2) 構成要素の保存に向けた整備

⑥岩国城跡調査事業

重要な構成要素である城山（岩国城跡）は、石垣や空堀、石切り場の遺構などが存在する。岩国城跡の歴史や特性を明らかにする調査に取り組む。

また、重要な構成要素に触れる機会を増やし、本文化的景観の理解につなげるため、調査結果を基に遺跡の保存活用に取り組む。



岩国城跡二の丸石垣



空堀

⑦城下町地区防災設備整備事業

重要文化的景観選定範囲には、歴史的建造物が密集し、延焼のリスクが想定される場所も少なくない。初期消火に対応しやすい消防設備の整備拡充に取り組む。

必要に応じて「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」を踏まえ、防災計画の作成も検討する。



消防設備イメージ
(易操作性1号消火栓 事例：佐賀県鹿島市)



消防設備イメージ (可搬消防ポンプ)

3) 本質的価値の継承に向けた体制の構築

⑧城山の保全

重要な構成要素である城山は錦帯橋の背景として絵図などに描かれ続けてきたのみならず、城山山頂からは城下町を一望できる。しかしながら、樹木が繁茂し、眺望を遮っていることから、景観に配慮した定期的な剪定が望まれる。一方、城山は多くが国有林（自然休養林）となっており、剪定にあたっては林野庁等の関係機関との協議が必要である。

そこで、関係機関との協議を行い、定期的な剪定等を円滑に行うことのできる体制を整える。



城山からの景観

⑨大工人材確保・育成事業

歴史的建造物の修理・復旧に係る大工技能者の育成に向け、名勝錦帯橋保存活用計画に基づく大工技能者育成の取組と連携し、技能者への支援、技術に触れる機会創出、技術の伝承に係る史資料の保存・作成、専門家等との連携体制づくりに取り組む。

⑩防災・災害対応をはじめとする整備における関係機関等との連携強化

頻発化する災害に備え、関係機関や住民との連携を図り、避難訓練、災害時対応の共有に取り組む。

また、錦川や錦帯橋周辺の整備において、本文化的景観の本質的価値に配慮した整備になるよう関係機関等と調整を行う。重要な構成要素である錦川は流路、河床、堤防遺構（石積護岸）、水防林（竹林）を保存対象としており、錦川上流を含む選定範囲外の流域で行われる事業についても選定範囲内の河川環境に影響を及ぼすおそれがある。

そのため、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について特に河川管理者、担当部局との協議を円滑に行えるよう情報共有や事業調整に取り組む。



錦川の蛇行箇所

⑪地元相談窓口の設立及び活動支援

住民や重要な構成要素の所有者地元の相談、とりまとめを担うことを目的とし、地元の相談窓口を設置し、本市はその設置及び活動の支援を行う。（第6章参照）

5-2 交流・回遊の強化

交流・回遊の強化に向けて、重要な構成要素や本文化的景観の理解につながる眺望が得られる場あるいは散策の基点となる場において、空間に磨きをかけ、交流・回遊の促進を図る本質的価値を伝える拠点の整備に取り組む。さらに、効果的に本質的価値の理解を深めることのできる動線における交流・回遊の促進を意識し、ルートの設定・活用や動線に沿った環境整備等といった本質的価値を伝えるネットワークの整備に取り組む。

1) 本質的価値を伝える拠点の整備

①吉香公園内歴史的建造物の活用に向けた整備事業

●岩国高校記念館（横山自治会館）

重要な構成要素である岩国高校記念館は吉香公園内にあり、自治会館として活用されてきた地域の拠点施設である。経年による劣化等が進行しているため、修理及び耐震改修を含む整備に取り組む。整備にあたっては、文化財としての価値を可能な限り維持及び回復し、横山地区における拠点施設のひとつとして活用を図る。



岩国高校記念館

●その他の要素

御土居及び吉香神社の範囲一帯は重要な構成要素となっており、錦雲閣や能舞台などの建築物が含まれている。錦雲閣は通常非公開であるが、岩国藩の疱瘡（天然痘）対策を伝える「鍾馗（鐘馗）」絵馬などが残っており、本質的価値をよりよく伝えるため、花見の時期に合わせて2階部分を開放するなど、保存に配慮しつつ活用を行っていく。劣化がみられる箇所については修理を推進する。

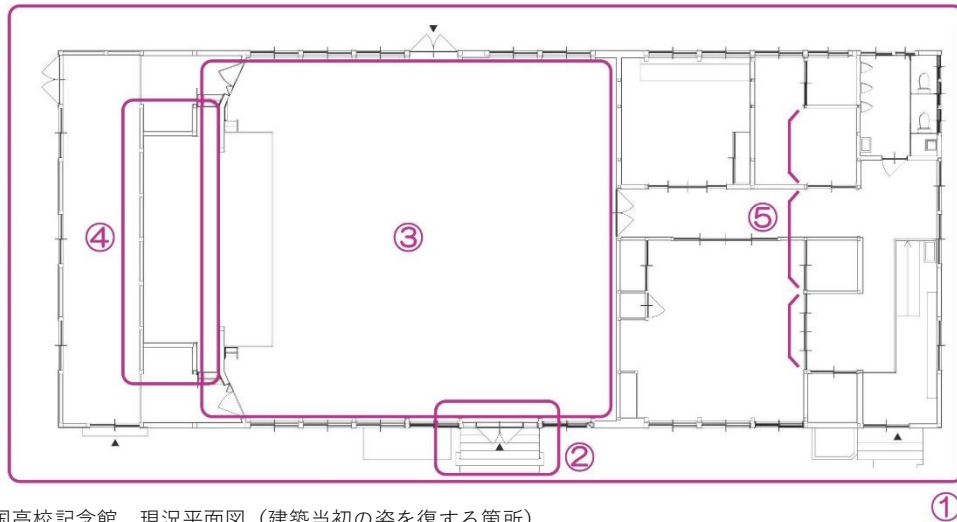
その他の建築物についても保存に配慮しつつ、必要に応じて活用を図るべく検討を行う。



錦雲閣

建築当初の姿を復す箇所

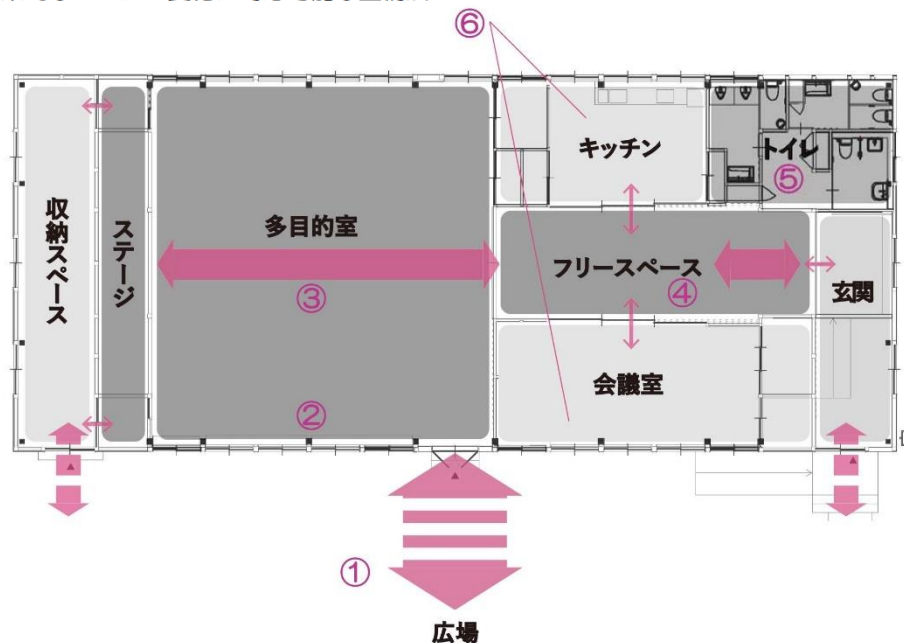
- ① 外観（すべての開口部）の景観回復
- ② 正面出入口の活用（建物の顔）
- ③ 多目的室の大空間の再現
- ④ 西側ステージ「床」の復原
- ⑤ 東側ステージ「床」の現存虹梁の再現



岩国高校記念館 現況平面図（建築当初の姿を復す箇所）

活用整備の要点

- ① 吉香公園の一部として、広場の一体性・連続性（建物の顔（エントランス）の再生）
- ② 多目的室の無柱空間の確保
- ③ 東西「床」の見返しの連続性とフリースペースの創出
- ④ フリースペースと台所、会議室の一体利用（=多目的室との別利用空間の確保）
- ⑤ トイレの分割化と多機能トイレの追加
- ⑥ 将来的なニーズの変化に対応可能な室構成



岩国高校記念館 計画平面図（活用整備の要点）

②視点場等整備事業

●城山ロープウエー山頂駅・岩国城天守

城山は城下町一体を望むことのできる視点場である。現在、ロープウエー山頂駅周辺において展望広場となっているが、本文化的景観の理解を促す施設がないことから、本文化的景観の本質的価値や関連する地域の歴史文化等に関する解説板の整備等を行う。

●吸江淵上・近之森稲荷神社付近

吸江淵上・近之森稲荷神社付近は、絵図に描かれてきた構図を見ることのできる視点場である。人々が容易に寄り付き、眺めを楽しむことができるよう、関係者と協議のうえ、視点場までのアクセス路、解説板の整備等に取り組む。



岩国城ロープウエー山頂駅周辺



近之森稲荷神社周辺

③観光駐車場整備事業

錦帯橋周辺の河川敷が観光用駐車場として利用されているが、河川増水時の対応や景観上の課題がある。河川敷から駐車場の移転を行うために、岩国四丁目などを候補として、新たに観光駐車場を整備する。これにより、これまで回遊が十分伸びていなかった岩国地区にも回遊・交流を促すことが期待できる。

観光駐車場の整備にあたっては、城下町の骨格や周辺の景観の維持保全に極力配慮する。

2) 本質的価値を伝えるネットワークの整備

④歩きやすい水辺空間づくりの取組の推進

水辺や水面を活用した生業（漁業、鵜飼、遊覧船等）が継承されており、日常的に釣りや川遊びをしている人々の姿も見られる錦川の河川敷において、より様々な人々に、楽しみながら本文化的景観の価値を伝えていけるよう、歩きやすい水辺空間づくりに取り組む。雑木等により歩きにくい箇所では、伐採や除草を実施する。

⑤街なみ整備助成事業の継続と周知促進

本文化的景観は、重要な構成要素とその他の歴史的建造物や一般的な建造物等が錦帯橋や周辺の自然等と一体となって素晴らしい景観を作り出している。重要な構成要素の修理・復旧とともに、街なみ環境整備事業を活用した建築物の修景及び歴史的建造物の修繕を継続的に実施する。また、制度の理解を多くの方に深めてもらえるよう、制度解説資料の作成や説明会の実施に取り組む。

⑥登山ルート周知・活用の促進

城山には石切り場や石垣、岩国山には地名の由来になった岩など、多数の歴史的要素が分布している。城山や岩国山の登山ルートの周知・活用を通して、回遊・交流の促進を図るため、登山ルートの調査、マップ、案内板等への記載、登山ルートを活用したイベントの実施に地域住民等と連携して取り組む。

⑦案内板整備事業

構成要素の顕在化及び価値の周知普及を図るため、重要な構成要素等のうち所有者の同意を得たものについては解説板を設置する。解説板には重要な構成要素等の理解につながる内容をわかりやすく記載する。また、QRコードを記載するなど多言語解説への対応も検討する。

誘導サインや解説板は耐久性、わかりやすさ、景観との調和に配慮するとともに、地区全体で統一したデザインによって設置していく。



誘導サイン



総合案内板

5-3 周知普及の強化

周知普及の強化に向けて、本文化的景観に関する地域との相互理解を深めつつ、地域の意見を踏まえた事業推進が不可欠なことから地域との協働によるまちづくりの推進に取り組む。本文化的景観を構成する城山、岩国山、錦川、横山地区及び岩国地区の5つの景観単位をはじめとして、本文化的景観に関する理解をより多くの人々に広げるため、子供達や市民、来訪者等が本文化的景観を知るきっかけづくりといった文化的景観の理解を深める活用の推進にも取り組む。さらに、本文化的景観で継承されてきた生活・生業の担い手である住民等を支える文化の継承に向けた取組の推進を行う。

1) 地域との協働によるまちづくりの推進

① まち歩き、座談会等開催

本文化的景観の継承には住民との相互理解が不可欠である。そのため本計画の策定にあたり、住民意見交換会を開催し、住民意見を踏まえた事業等の検討を行ってきた。

今後も地域住民と連携して本文化的景観の取組を推進するため、地域住民とともに、意見交換会の継続や定期的なまちあるき、座談会の実施に取り組む。意見交換会等では、整備事業の進捗報告や意見交換なども行うことを想定する。



座談会イメージ

② ボランティアガイドとの連携・養成事業

本文化的景観の理解を広め、地域内外の人々に向けた現地での回遊・交流を広げるため、ボランティアガイドと連携した取組を推進する。ボランティアガイドの養成講座において、本文化的景観の価値や特徴を取り上げる機会を設ける。また、ボランティアガイドとの意見交換を通して、本質的価値をよりよく伝えるためのガイドコースの検討を行う。

2) 文化的景観の理解を深める活用の推進

③ 回遊ルートマップ・パンフレット作成、デジタルコンテンツ活用事業

子供達や市民、来訪者等が地域を訪れた際に効果的に本質的価値の理解を深めることができるよう、現地での散策に活用できるマップを作成する。マップは現地の回遊ルートや重要な構成要素の紹介などの内容とし、見やすさに配慮する。

本文化的景観についての理解をより深めるため、本質的価値や地域の歴史などに関するパンフレットを作成する。パンフレットは散策のほか、住民向け勉強会や学校と連携した取組（出前講座等）などでの活用も想定し、わかりやすさに配慮する。

マップやパンフレットは地区内の拠点施設に配置するほか、ホームページからダウンロードできるようにするなど、利用者が手軽に入手できるようにする。

さらに、本文化的景観についてより広く周知を図るため、本文化的景観に興味をもってもら

きっかけづくりとして、ホームページや SNS 等を活用した情報発信や紹介動画の作成等、デジタルコンテンツの充実を図る取組を行う。スマートフォン等の端末からの閲覧も考慮し、位置情報と関連付けて現地での散策にも活用できるようにすることも検討する。

整備事業の進捗や現地状況、使い勝手の良さなどを踏まえ、必要に応じて、随時継続的に更新していくこととし、更新等の運用のしやすさに配慮したプログラムの検討を行う。

④城下町や本文化的景観に関する幅広い対象への学習機会(観光振興との連携、学校教育との連携等)の創出

地域内外の人々の交流を促す機会の積極的な創出に取り組む。

学校教育との連携を図り、子供達が本文化的景観について学ぶ機会として、出前講座等の実施に取り組む。

また、ホームページや広報誌等により本文化的景観の周知を図るとともに、本文化的景観の保存活用に向けた取組が継続的・効果的になされるよう、地域における景観形成や文化継承活動に取り組む団体等の育成支援を図る。

3) 文化の継承に向けた取組の推進

⑤歴史的建造物継承に向けた周知普及事業

歴史的建造物の継承に向けて、住民等の修理復旧事業等への理解を深めていくために、重要な構成要素の修理復旧事業等の工事にあわせて、所有者又は事業者の同意が得られた場合については、事業に関する学習機会として、工事現場見学会や竣工現場見学会を実施する。

⑥伝統芸能・祭り伝承事業

岩国南条踊や小糠踊り、椎尾八幡宮三十三年大祭など、城下町で受け継がれる伝統芸能や祭りを後世に伝えていくため、映像を含む記録作成等の支援を行う。また、作成した資料は広報、PR に活用することで、広く周知普及を行う。

さらに、回遊の拠点となる位置において、練習や伝統芸能を披露する場を設けるとともに、来訪者の見学機会となる企画を実施する。

⑦郷土料理普及・継承事業

岩国寿司、岩国れんこんなどの郷土料理の継承を図るため、事業者や関係機関と協働し、記録作成、各種媒体でのプロモーションに取り組む。また郷土料理を活かした商品開発の支援を検討する。

第 6 章 推進体制

堅実かつ円滑な事業推進のため、住民・事業者・地元団体（以下、「住民等」という）と行政、専門家が相互に連携した運営体制を構築する。

6-1 住民・事業者・地元団体

重要な構成要素の所有者は修理・復旧を行う場合、市錦帯橋課に事前協議や必要な書類提出を行い、指導助言及び財政的支援を受ける。

また、住民や重要な構成要素の所有者を中心とした地元の相談、とりまとめを担うことを目的とし、地元相談窓口を新規開設し、本市はその設置及び活動を支援する。

地元相談窓口の主な役割は以下を想定し、その他の自発的な活動についても本文化的景観の保存活用のために必要と認められるものについては、市は積極的に支援する。

（１） 修理・復旧のとりまとめ

修理・復旧を行う重要な構成要素について、専門的視点のみならず、地域にとっての重要性や緊急性を踏まえて決定するために、地域の実態把握に適した地元相談窓口が重要な構成要素の所有者等からの要望等を取りまとめて、年度ごとに修理・復旧の優先順位を協議し、地元意向の代表として、市に伝達する。

（２） 現地状況の把握

定期的に地区の見回りを行い、災害発生の危険性のある建造物や空き家の状況などを把握する。把握した情報は、市へ報告し、速やかな情報共有を図る。災害発生の危険性のある建造物に対しては、専門家による診断を進めるため、所有者へ市との調整を斡旋する。

（３） 地区への連絡・周知

本文化的景観の保存活用に関する各種事業の進捗等について、市からの報告を受け、地区への周知を行う。また、必要に応じて、地区の意見を取りまとめ、市へ伝達する。

6-2 専門家

学術的知見を踏まえて事業を推進するため、専門家から成る保存活用委員会を開催し、現状変更等の届出に関する事項や、公共事業も含めた整備事業に関する事項について、協議、進捗確認を行う。保存活用委員会については、必要に応じて諮問機関として審議会組織への移行も検討する。

緊急かつ個別的な事案に対して、学術的知見を基にした助言を必要とする場合は、保存活用委員会より担当分野の委員を専門アドバイザーとして位置づけ、必要に応じて個別に助言を求める。

その他、本文化的景観の保存活用の推進にあたり、技術的助言を必要とする場合は関連する各種分野の学識経験者や専門技術者に個別に相談を行う。

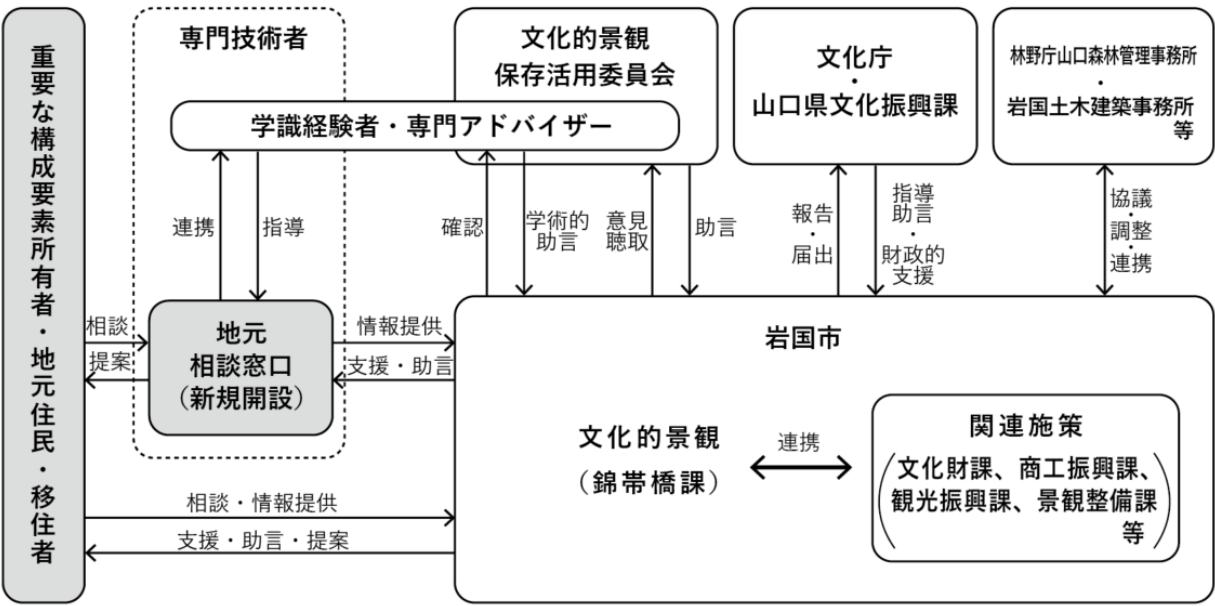
6-3 岩国市

本文化的景観の保存活用に関する主な事業は市錦帯橋課を窓口とする。重要な構成要素の修理・復旧及び修景の際は所有者との事前協議を行い、現状変更には現状変更等の届出を受けて、山口県文化振興課を通じて、文化庁へ提出する。また、保存活用委員会の運営にあたっての事務局を務める。個別に学術的知見を基にした助言を必要とする場合は、専門アドバイザーに対し、個別に確認、相談を行う。

その他本文化的景観の保存活用に関する各種事業の推進にあたっては、庁内関係各課及び国や県などの関係機関と相互に速やかに情報共有を行うとともに、連携協力する。

特に、城山や錦川の保全整備については、林野庁山口森林管理事務所、山口県岩国土木建築事務所との協調・調整が重要であり、文化的景観の価値を損ねず景観と調和した整備になるよう、庁内関係各課との連携を図りながら、情報共有や事業調整に取り組む。

災害発生時は、早期に現地確認や地元相談窓口との情報共有を行い、被災状況を把握する。災害復旧を行うにあたっては、関係機関及び関係課と情報共有を行い、本文化的景観の本質的価値の継承に向けて調整を行う。



第 7 章 事業計画

7-1 年次計画

本計画の整備期間は、令和 6 年（2024）から令和 15 年（2033）までの 10 年間（1 期目）とし、前期を令和 6 年（2024）から、中期を令和 10 年（2028）から、後期を令和 13 年（2031）からとして、適宜、整備事業の進捗確認、評価を行っていく。

整備事業の推進にあたっては、文化的景観保護推進事業としての国庫補助の活用に加え、関係部局との連携を図り、各種関連事業の活用を検討する。

事業一覧（☆は継続事業）

事業名	事業箇所	事業主体	実施期間			来期 以降 継続 事業	重点	
			前期 R6~9	中期 R10~ 12	後期 R13~ 15			
保存システムの強化								
1) 本質的価値の継承のための仕組みの構築								
1	重要な構成要素の修理・復旧事業・耐震促進事業	—	所有者・市	実施				●
2	生活・生業支援補助金	—	事業者・市	開始	継続			●
3	重要な構成要素の追加特定、景観重要建造物の指定	—	市	実施				●
4	歴史的建造物活用スキームの構築	—	市	検討	開始	継続		
5	修理等に必要の材料の確保に向けた仕組みの検討	—	市	検討	開始	継続		
2) 構成要素の保存に向けた整備								
6	岩国城跡調査事業 ☆	岩国城跡・御土居	市	実施				
7	城下町地区防災設備整備事業	—	市	計画設計	実施			
3) 本質的価値の継承に向けた体制の構築								
8	城山の保全	城山・岩国山	市・関係機関	検討	開始	継続		
9	大工人材確保・育成事業 ※名勝錦帯橋保存活用計画からの再掲	—	市	検討	開始	継続		
10	防災・災害対応をはじめとする整備における関係機関等との連携強化	—	市・関係機関	検討	開始	継続		
11	地元相談窓口の設立及び活動支援	—	市・地元住民	設立	実施	継続		●

事業名	事業箇所	事業主体	実施期間			来期以降継続事業	重点	
			前期 R6~9	中期 R10~12	後期 R13~15			
交流・回遊の強化								
1) 本質的価値を伝える拠点の整備								
12	吉香公園内歴史的建造物の活用に向けた整備事業	岩国高校記念館☆	市	実施				●
		その他	市		計画設計	実施		
13	視点場等整備事業	城山ロープウェイ山頂駅・岩国城天守	市	計画設計	実施			●
		吸江淵上近之森稻荷神社付近	市		計画設計	実施		
14	観光駐車場整備事業☆	—	市	実施				●
2) 本質的価値を伝えるネットワークの整備								
15	歩きやすい水辺空間づくりの取組の推進※名勝錦帯橋保存活用計画からの再掲	—	市・関係機関	検討	実施	継続		
16	街なみ整備助成事業の継続と周知促進 ☆ ※岩国市景観計画からの再掲	—	事業者・市	継続				
17	登山ルート周知・活用の促進	城山	市			実施		
18	案内板整備事業	—	市	計画設計	実施			
周知普及の強化								
1) 地域との協働によるまちづくりの推進								
19	まち歩き、座談会等開催	—	地元住民・市	開始	継続			●
20	ボランティアガイドとの連携・養成事業	—	地元団体・市	開始	継続			
2) 文化的景観の理解を深める活用の推進								
21	回遊ルートマップ・啓発パンフレット作成、デジタルコンテンツ活用事業	—	地元団体・市	実施	更新			●
22	城下町や本文化的景観に関する幅広い対象への学習機会(観光事業者、学校教育との連携等)の創出	—	地元住民・市	開始	継続			
3) 文化の継承に向けた取組の推進								
23	歴史的建造物継承に向けた周知普及事業	—	地元住民・市	実施				

事業名		事業箇所	事業主体	実施期間			来期以降継続事業	重点
				前期 R6~9	中期 R10~12	後期 R13~15		
24	伝統芸能・祭り伝承事業	—	地元団体・市	開始	継続			
25	郷土料理普及・継承事業	—	地元団体・市		開始	継続		

7-2 次期に向けて

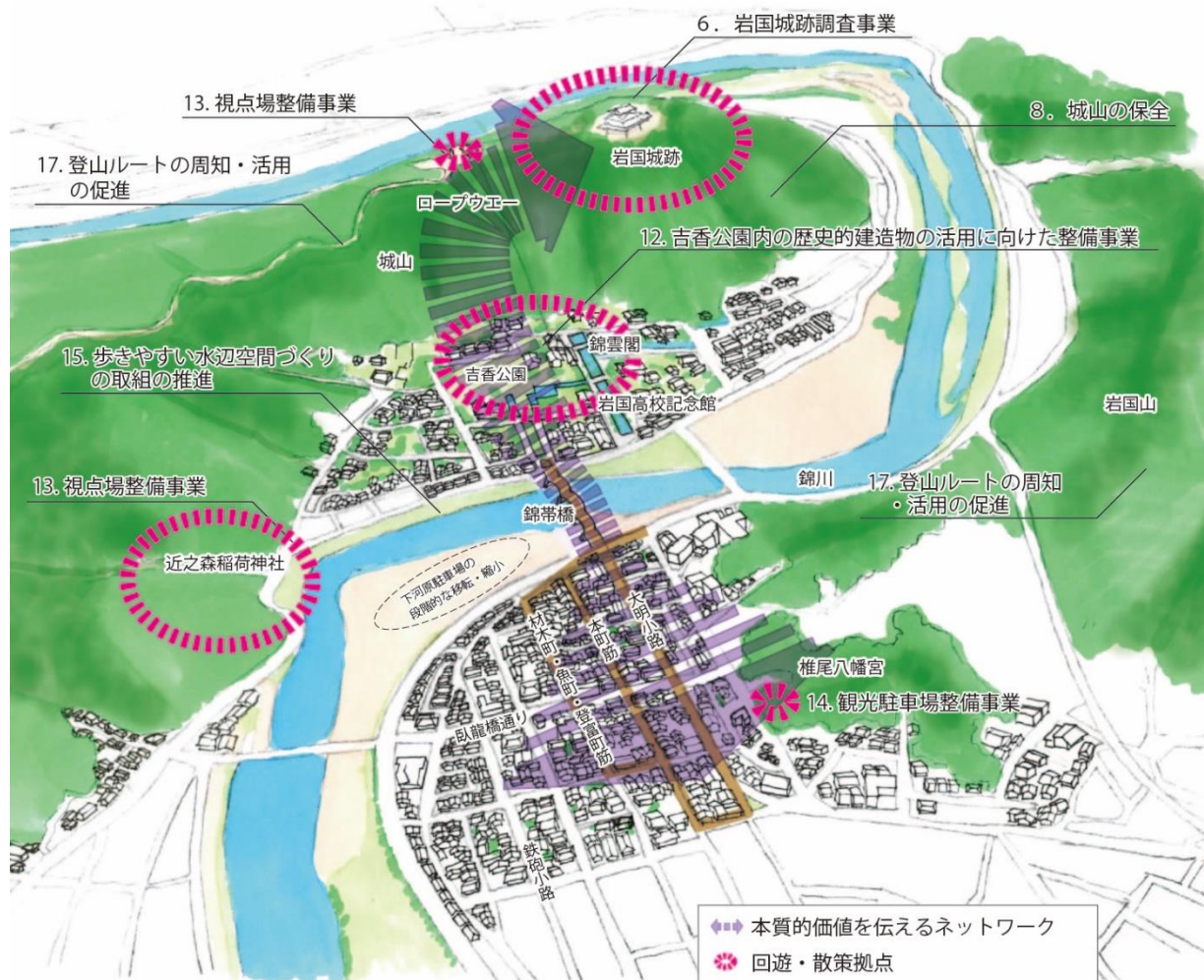
本文化的景観の整備は、段階的かつ長期的に取り組んでいく事業である。

本計画の整備期間中、住民との意見交換や現地の状況を踏まえ、適宜、整備事業の進捗確認、評価を行っていく。必要に応じて、保存活用計画の見直しや、本計画の整備期間終了後、速やかに次の必要な整備に移行できるよう、整備計画の確認・見直し及び次期計画の検討に取り組む。保存活用計画の見直しにあたっては、重要な構成要素の追加特定の必要性や歴史的風致維持向上計画等の関連計画との連携を踏まえて検討を行う。

また、事業の進捗とともに継続的な記録作成に取り組み、次期に向けた検討資料の蓄積を図る。

事業名		事業箇所	事業主体	実施期間			来期以降継続事業	重点
				前期 R6~9	中期 R10~12	後期 R13 ~15		
次期に向けて								
26	保存活用計画・整備計画等の確認・見直し	一	市	開始	継続			
27	写真や動画等を用いた記録保存の継続的取り組み	一	市	開始	継続			

整備計画イメージ



【全体に係る事業】

1. 重要な構成要素の修理・復旧事業・耐震促進事業
2. 生活・生業支援補助金
3. 重要な構成要素の追加特定、景観重要建造物の指定
4. 歴史的建造物活用スキームの構築
5. 修理等に必要な材料の確保に向けた仕組みの検討
7. 城下町地区防災設備整備事業
9. 大工人材確保・育成事業
10. 防災・災害対応をはじめとする整備における関係機関等との連携強化
11. 地元相談窓口の設立及び活動支援
16. 街なみ整備助成事業の継続と周知促進
18. 案内板整備事業
19. まち歩き、座談会等開催
20. ボランティアガイドとの連携・養成事業
21. 回遊ルートマップ・啓発パンフレット作成、デジタルコンテンツ活用事業
22. 城下町や本文化的景観に関する幅広い対象への学習機会の創出
23. 歴史的建造物継承に向けた周知普及事業
24. 伝統芸能・祭り伝承事業
25. 郷土料理普及・継承事業

資料編

(1) 岩国市文化的景観保存活用委員会

本計画は岩国市文化的景観保存活用委員会の意見・助言を踏まえて策定した。委員会の構成を以下に示す。

(敬称略・区分別50音順)

令和6年3月現在

【委員】

区 分	職 名 等	氏 名	分 野
委員長 学識経験者	京都府立大学文学部 歴史学科准教授	上杉 和央	歴史地理学、 文化的景観学
副委員長 学識経験者	岩国市文化財審議会委員	金谷 匡人	日本史、民俗学
学識経験者	香川大学創造工学部講師	釜床 美也子	建築
学識経験者	NNラントシャフト研究室代表	西山 穂	河川環境
地域代表者	日本伝統建築棟梁認定者	沖川 公彦	
地域代表者	岩国商工会議所専務理事	木村 圭一	
地域代表者	横山地区自治会連合会長	福田 博一	
地域代表者	岩国地区自治会連合会長	藤川 克己	

【オブザーバー】

文化庁文化財第二課主任文化財調査官（文化的景観部門）	市原 富士夫
林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所	
山口県観光スポーツ文化部文化振興課	
山口県岩国土木建築事務所	

【事務局】

岩国市文化スポーツ振興部錦帯橋課
岩国市文化スポーツ振興部文化財課

【関係課】

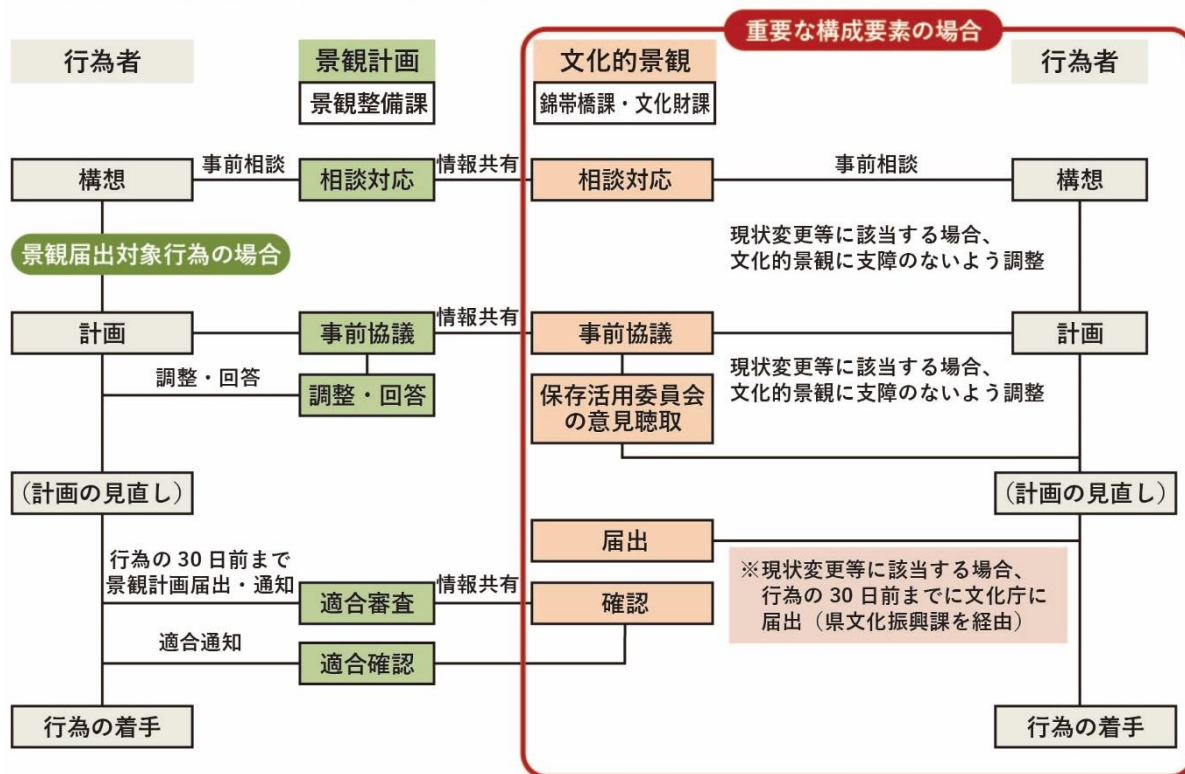
岩国市産業振興部商工振興課
岩国市産業振興部観光振興課
岩国市都市開発部景観整備課

（２）重要文化的景観の選定範囲内で行う行為について

重要文化的景観の選定範囲内で行為を行う場合においては、文化的景観の継承に向けて、錦帯橋課、文化財課及び景観整備課並びに関係機関（管理者）が連携し調整を行うこととする。

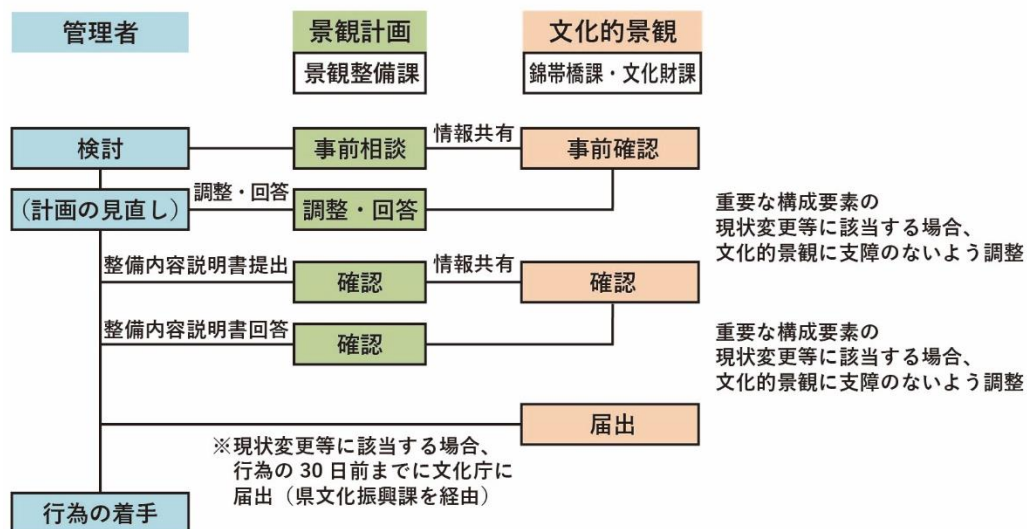
特に、重要な構成要素は、岩国城下町地区の文化的景観の特徴を示す重要なものであり、この現状を変更すること等により文化的景観の価値の保存・継承に支障が生じないように、所有者及び管理者等と協議・調整を行う。

■重要文化的景観の選定範囲内で行為を行う場合

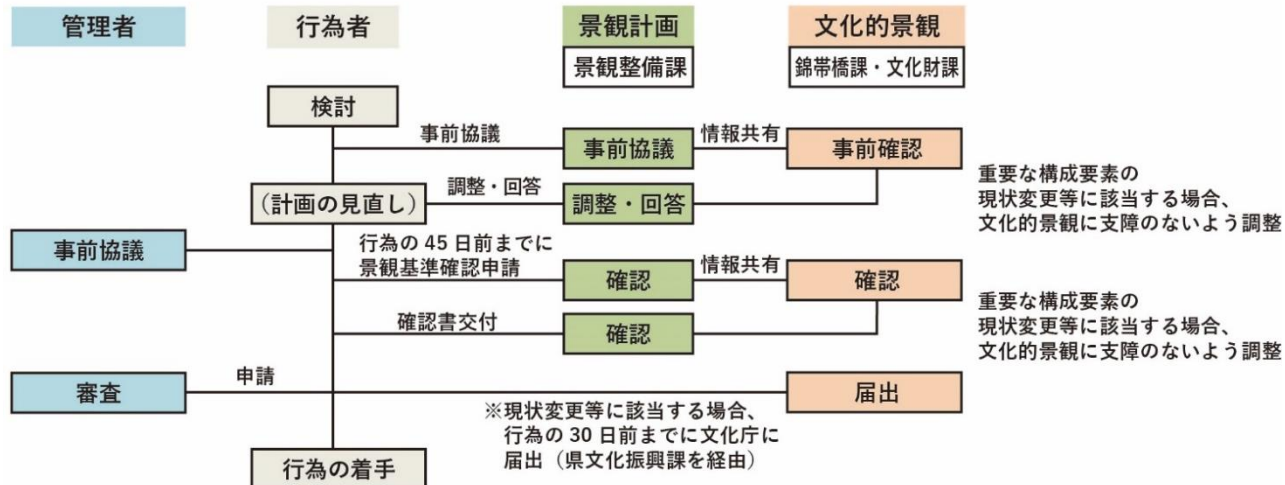


* 地元相談窓口（第6章参照）が設置された後は文化的景観及び景観計画の相談、協議等の機能の一部を担う予定

※景観重要公共施設の整備を行う場合



※景観重要公共施設の占用を行う場合



（３）重要な構成要素等の取扱基準

重要な構成要素の現状変更等、保存に影響を及ぼす行為に際しての取扱基準及び配慮事項を以下に示す。

公共施設である重要な構成要素については、保存に影響を及ぼす行為に際し、配慮事項を踏まえ、事業推進を行う。

その他重要な構成要素については、重要な構成要素修理、復旧事業、耐震促進事業として、重要な構成要素の所有者等が修理・復旧等に際し、補助を受けようとする場合、取扱基準への適合が必要となる。

取扱基準の運用にあたっては、景観計画の景観形成基準及び景観形成ガイドライン等を参照しつつ、個別に保存活用委員会等での協議を踏まえて検討を行うものとする。

なお、現状変更、保存に影響を及ぼす行為の内容は保存活用計画を参照のこと。

①公共施設等

分類	景観重要公共施設の整備方針及び占用許可基準（景観計画）	保存に影響を及ぼす行為（文化的景観）	配慮事項（文化的景観）
	景観重要公共施設	重要な構成要素	
山林	—	• 土地の掘削 • 建築物及び工作物の新築、改築、移転又は除去等。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が行う国有林及び国有林内の公共施設の管理経営行為については、き損及び滅失並びに現状変更について届出又は通知の対象行為とはならない。	• 履歴を調査の上、関係機関との調整を行う。
河川	【整備方針】 • 名勝及び文化的景観の価値の保全に向けた調査及び整備を図る。 • 自然環境との調和に配慮し、美しい河川景観の形成を図る。 • 歴史的な石垣や井堰、雁木等の構造物や竹林や河原等、治水利水計画上支障のない範囲で保全、活用を図る。 • 河川の生息環境に配慮し、アユやシロウオ等の地域らしさを継承する漁労環境の保全に努める。 • 専門家による技術的支援を求めながら、河川環境及び河川景観の保全形成を図る。 【占用許可基準（河川法第 24 条、同第 26 条第 1 項） 占用許可を行う場合には、以下の事項に基づき、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。 １）工作物の形態意匠 □川がつくりだす自然環境や周囲の歴史的・文化的景観との調和に配慮し、目立たないよう、落ち着いたきのある形態意匠とすること。 ２）工作物の素材・色彩 □周囲の自然環境と調和するよう、周囲から目立たない落ち着いたきのある色彩とすること。 □特に重要な区間では、錦帯橋や錦川の河原や水上（遊覧船等）から眺められる風景との調和を図ること。	• 流路の変更 • 土地の掘削 • 工作物、土木構造物の新築、改築、除去等 • 水防林（竹林）の伐採	• 履歴を調査の上、関係機関との調整を行う。 ※錦川上流を含む選定範囲外の流域で行われる事業について 選定範囲内の河川環境に影響を及ぼすおそれがあることから、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について特に河川管理者、担当部局との協議を円滑に行えるよう情報共有や事業調整を行う。
水路	—	（掘割） • 敷地形状の変更 • 土地の掘削 （水路） • 水路の位置の変更 • 水路の幅員、深度の変更 • 石積の形状の変更 • 開渠状態の変更	• 履歴を調査の上、関係機関との調整を行う。
樹林	—	• 樹木（桜）の伐根、移植等	• 履歴を調査の上、関係機関との調整を行う。
道路	【整備方針】 • 地域の歴史文化をふまえ、通りとしての連続性とまとまりを感じさせる景観形成を図る。 • 石垣やふち石等の歴史的資源の保全に努め、通りごとの景観と調和した景観形成を図る。 • 錦川にかかる橋梁は、河川景観との調和及び錦帯橋や錦川からの眺めに配慮し、城下町らしさを育む景観形成を図る。 • 専門家による技術的支援を求めながら、良好な道路景観の形成を図る。 【占用許可基準（道路法第 32 条第 1 項、第 3 項） 占用許可を行う場合には、以下の事項に基づき、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。 １）工作物等の配置 □通りごとの景観や良好な眺望景観を阻害しないことを基本に、整然とした配置となるよう配慮すること。 ２）工作物等の形態意匠 □地域の歴史文化をふまえ、通りごとの景観特性と調和した形態意匠とすること。 □特に河川沿い等では、錦帯橋や錦川から眺められる風景と調和するよう整然とした形態意匠とすること。 ３）工作物等の素材・色彩 □地域の歴史文化をふまえ、茶系色（10YR2/1）を基本とし、周囲から目立たず地域らしさを育む素材や色彩とすること。	• 道路の位置の変更 • 道路の幅員の変更	• 履歴を調査の上、関係機関との調整を行う。

②建築物及び開発行為等

表 取扱基準（一般地区：市街地の景観ゾーン（岩国地域）

区分	基準	景観形成基準（景観計画）	修理基準（文化的景観）
	対象	その他要素	重要な構成要素
基本事項		・市街地周辺の山並みや錦川等の自然景観、錦帯橋を中心とした文化的景観や中心市街地のにぎわいの景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。	—
建築物	形態意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲の自然景観と調和した形態意匠となるよう配慮すること。 ・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとしること。特に、文化的景観を継承し、錦帯橋や錦川から岩国山や城山への眺めを阻害しない高さ及び形態としこと。	・履歴を調査の上、然るべき形態に修理する。
	色彩	・屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色のある色彩を基調としすること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲と調和した色彩による外観となるよう配慮すること。	・履歴を調査の上、外観を然るべき旧状の色彩に修理する。
	位置	・山並みをなす稜線を乱さないよう配慮すること。	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。
	緑化	・道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	—
工作物	形態意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲の自然景観と調和した形態意匠となるよう配慮すること。 ・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとしること。特に、文化的景観を継承し、錦帯橋や錦川から岩国山や城山への眺めを阻害しない高さ及び形態としこと。	・履歴を調査の上、然るべき形態に修理する。
	色彩	・目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色のある色彩を基調としすること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲と調和した色彩による外観となるよう配慮すること。	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。
	位置	・山並みをなす稜線を乱さないようできる限り低い位置としこと。 ・鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。なお、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害するような位置への大規模工作物の設置は避けること。	—
	緑化	・道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	—
開発行為		・開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。 ・樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。 ・住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は 150 ㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。	—
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・長大な法面を生じないよう配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	—
	木竹の植栽又は伐採	・植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 ・伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	—
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積としこと。 ・道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。	—

表 取扱基準（横山重点地区：歴史散歩地区・うるおい住宅地区・山林河川地区）

区分	基準		景観形成基準（景観計画）			修景助成ガイドライン（景観計画）	修繕助成ガイドライン（景観計画）		修理基準（文化的景観）
			歴史散歩地区	うるおい住宅地区	山林河川地区				
	対象	その他要素					その他要素	修繕対象物件	景観重要建造物
基本事項			・岩国城下町の文化的景観を継承することを目的に、和風の佇まいを基本とする。			・自然景観を保全すること。	—	—	—
建築物・工作物	配置		・武家屋敷地に由来する門、塀に囲まれた構えを基本に、道路に面して門、塀等が連なる配置とし、周囲のまちなみとの調和を図ること。ただし、錦川沿い（横山一丁目・横山二丁目）では、道路に面して１階軒等が連なる配置を基本とし、錦川沿いの連続する通り景観との調和を図ること。			・公共施設等の建設又は建替えにあっては、周囲の自然景観に溶け込んだ形態意匠及び色彩とすること。	—	—	・履歴を調査の上、然るべき位置に配置する。
	形態意匠及び色彩	屋根	・入母屋、切妻、寄棟屋根とすること。ただし、錦川沿いでは、平入屋根等、錦川側に向けて傾斜する屋根とすること。	・入母屋、切妻、寄棟等傾斜屋根とすること。ただし、錦川沿い（横山一丁目・横山二丁目）では、平入屋根等、錦川側に向けて傾斜する屋根とすること。	—		—	・履歴を調査の上、然るべき形態に修理する。 ・履歴を調査の上、外観を然るべき旧状の色彩に修理する。	
			・勾配は、10分の3.5から10分の5.5までとすること。						
			・屋根材は、和形いぶし日本瓦等とし、色は黒色、濃い灰色（いぶし銀）とすること。	・屋根材は、和形いぶし日本瓦又はカラーベスト等とし、色は黒色、濃い灰色（いぶし銀）、濃い緑色、濃い茶色とすること。ただし、錦川沿い（横山一丁目・横山二丁目）の建築物については、歴史散歩地区の基準とし、軒の高さを揃えること。					
	外壁	・外壁は、土壁、しっくい壁、砂壁状吹き付け、板張り等とすること。 ・色は、白色、灰色又は薄い茶色、板張りは、素材色又は焼杉板張りの黒色とすること。			—		—		
		開口部	・出入口は、格子付き等の和風引き戸、窓は、引き違い窓等を標準とする。						
			・出入口は、黒色、茶色とすること。 ・面格子及び窓の棧の色は、黒色、灰色、茶色とすること。	・出入口は、黒色、茶色を標準とする。 ・面格子及び窓の棧の色は、黒色、灰色、茶色、白色とすること。ただし、錦川沿い（横山一丁目・横山二丁目）の建築物については、黒色、灰色、茶色とすること。					
	建築物の高さ		・周囲から突出しない高さとし、錦川沿い（横山一丁目・横山二丁目）の建築物は2階までとすること。他の地区については、原則として2階までとすること。				—	—	・履歴を調査の上、然るべき高さに修理する。
	ベランダ・カーポート等		・周辺の景観に配慮した形態、意匠とし、柱、手摺、屋根の色は、黒色、茶色とすること。				—	—	—
	塀等(建築物に付属するものを含む。)	・白壁、白壁風のもの又は小壁付きの和風板壁とし、和形いぶし日本瓦等の屋根付きを標準とする。		・白壁、白壁風のもの又は小壁付きの和風板壁とし、和形いぶし日本瓦等の屋根付き又は生け垣等とすること。			—	—	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。
		・基礎は、石積みその他和風の風合いに配慮したものとする。 ・塀等は、武家屋敷地に由来する構えを基本に、道路に面して連なる配置とする。間口が狭い等やむを得ず塀等を設置できない場合には、通りに面して塀が連なる景観と調和するよう囲まれた構えとなるよう配慮する。							
	門等(建築物に付属するものを含む。)	・棟門等の和風の門構えを標準とする。		・周辺の景観と不調和とならないように、和風の佇まいに配慮したものとする。			—	—	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。
		・門等は通りに面して設置することを基本とし、塀等による囲いと合わせ、武家屋敷地に由来する構えと調和した配置となるよう配慮する。							
	室外機、自動販売機、建築設備機器等		・室外機等は、道路から見えない場所に設置するか、視線を和らげるため周囲と同系色とする。又は木製格子等の目隠しを施すものとする。 ・自動販売機等（歴史散歩地区）については、周辺のまちなみに配慮し、茶系色とすること。 ・日よけテント、オーニング等は、周辺のまちなみに配慮した形態、意匠、色彩とすること。				—	—	—

表 取扱基準（横山重点地区：歴史散歩地区・うるおい住宅地区・山林河川地区）

区分	基準	景観形成基準（景観計画）			修景助成ガイドライン（景観計画）	修繕助成ガイドライン（景観計画）		修理基準（文化的景観）
		歴史散歩地区	うるおい住宅地区	山林河川地区		修繕対象物件	景観重要建造物	
	対象	その他要素			その他要素			重要な構成要素
		・太陽光パネル、太陽熱温水器は、黒系色で屋根瓦と違和感のないものとする。ただし、錦川沿い（横山一丁目・横山二丁目）の建築物の川に面した部分には設置しないこと。						
	看板等	・自立式看板を設置する場合は、周辺の景観に配慮した高さ、形態、意匠とすること。 ・壁面看板を設置する場合は、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、形態、意匠とし、小規模なものとする。 ・屋上及び屋根面には設置しないこと。 ・のぼり旗や立看板等の掲示物については、周囲のまちなみに配慮したものとする。 ・電飾看板は、使用しないこと。				—	—	—
	舗装等	・周辺の景観と不調和とならないように、和風の佇まいに配慮したものとする。				—	—	・景観形成基準に従う。
	擁壁	・既存の石積みがある場合には、保全、活用することにより文化的景観の継承を図ること。 ・擁壁は、石積み又は緑化擁壁を標準とし、コンクリートやブロックによる場合は、和風の風合いに配慮したものとする。				—	—	—
	鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等	・鉄塔等は、周辺の景観に配慮した設置箇所、形態、意匠とし、城山に設置する場合は、山並みの稜線を乱さないものとする。 ・電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等は、茶系色とし、目立たないものとする。			—	—	—	
開発行為		・開発後の状態が周辺の景観と不調和とならないこと。また、城下町由来の町割の継承を阻害しない形状とすること。 ・造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化に努め周辺の景観と調和を図るとともに、周囲に石積み等が残る場合には既存の石積み等と調和した擁壁となるよう配慮すること。 ・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。 ・樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。 ・住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は 150 ㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。			・河川管理及び森林管理上必要な場合を除き、基本的に 行わないこと。	—	—	—
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・行為後の状態が周辺の景観と不調和とならないこと。 ・1.5m を超える法面を生じないよう配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。				—	—	—
	木竹の植栽又は伐採	・植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 ・伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。				—	—	—
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。				—	—	—

表 取扱基準（岩国重点地区：沿道にぎわい地区）

区分		基準	景観形成基準（景観計画）	修景助成ガイドライン（景観計画）	修繕助成ガイドライン（景観計画）		修理基準（文化的景観）
		対象	その他要素	その他要素	修繕対象物件	景観重要建造物	重要な構成要素
基本事項			・岩国城下町に由来する歴史や文化、商業地のにぎわいを継承しながら、風格と統一感のある通り景観を形成することを目的に、和のしつらえや近代建築等のモダンと調和した佇まいを基本とする。	—	—		—
建築物・工作物	配置		・道路に面して建物壁面や塀等が連なって建ち並び配置を基本とし、通りのまちなみとの調和を図ること。	—	・本地区における修繕対象では、すでに通りの連続性を維持しているものであることから、既存の配置を維持することを基本とします。なお、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。		・履歴を調査の上、然るべき位置に配置する。
建築物	形態意匠	低層（10m未満）	・歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区の歴史的な建物と調和した高さ及び形態とすること。 ・バス通り沿道では、屋根は、地区の歴史的な建物と調和した傾斜屋根とし、傾斜（勾配）を沿道側に向け、まちなみの連続性に配慮すること。なお、錦川沿いでは、傾斜（勾配）を錦川側に向けること。 ・臥龍橋通り沿道では、屋根は、周囲のまちなみを阻害しないものとするこ と。 ・バス通り沿道では、外壁等は、地区のまちなみを特徴づける武家屋敷の外 観と調和した落ち着いた意匠とすること。 ・臥龍橋通り沿道では、外壁等は、通り景観の連続性を創りだす意匠とする こと。 ・臥龍橋通り沿道では、前面道路に面して、出入り口や窓等の開口部を設け、 建物全体として壁のみが目立つことないよう配慮すること。	【屋根】 ・かつての武家屋敷や町家等と調和した伝統的な日本家屋の屋根の 形態として、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根で、前面道路や錦川 側に向けて傾斜することとします。 ・勾配は、道路側に対して、目安として 10 分の 3.5～5.5 とします （ただし、寺院等、固有の形態を有する場合はこの限りではありま せん）。 【外壁等】 ・バス通り沿道において、道路から見える位置に開口部を設ける場 合は、格子戸や引違窓、掃出し窓や面格子等、和のしつらえと調和 するものとします。	【屋根】 ・本地区における修繕対象では、既存の屋根の構造を維持する ことを基本とします。ただし、建物の老朽化等の状況により、 詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。 【外壁等】 ・本地区における修繕対象には、武家屋敷や町家等の伝統的 な建築様式の建物や近代建築があり、それぞれ時代や用途 により外観の特徴が異なります。そのため、1 つの統一 した様式があるものではないことから、個々の現状の外観 を基本に修繕を行うこととします。なお、物件の状況に応じ て増改築の影響等を加味しながら、建物本来の持つ良好な 外観に修繕するものとし、個々の状況により、詳細は個別に 協議を行いながら判断を行うこととします。	・履歴を調査の上、然るべき形態に修理する。	
		中層（10m以上）	・歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区 の歴史的な建物と調和した形態及び高さを基本とし、地区のまちなみと調 和した 10～12m程度とすること。ただし、地区の歴史的な建物と調和し た傾斜屋根とする場合には、15mを限度とすることができる。 ・勾配屋根の場合は、周辺のまちなみと調和したものとし、建物全体として まとまりある意匠とすること。 ・錦川沿いでは、屋根は、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根とし、傾斜（勾配） を錦川側に向けること。 ・バス通り沿道では、外壁等は、錦川や錦帯橋、城山からの見え方に留意し、 地区のまちなみを特徴づける歴史的な建物の規模及び外観と調和した意匠 とすること。 ・臥龍橋通り沿道では、外壁等は、通りの連続性を創りだす意匠とすること。 ・臥龍橋通り沿道では、前面道路に面して、出入り口や窓等の開口部を設け、 建物全体として壁のみが目立つことのないよう配慮すること。	【屋根】 ・かつての武家屋敷や町家と調和した伝統的な日本家屋の屋根の形 態として、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根で、前面道路や錦川側 にむけて傾斜することとします。 ・勾配は、建物全体としてバランスのとれたものとします。 【外壁等】 ・臥龍橋通り沿道では、1 階に前面道路に面して固定窓（ショーウィ ンドウ等）を設けることとします。	—		
		色彩	低層（10m未満）	・バス通り沿道では、屋根の色は、和形いぶし日本瓦等と調和した黒色、濃い 灰色（いぶし銀）等を基本とし、通りのまちなみとの調和を図ること。 ・バス通り沿道では、外壁等の色は、伝統的外壁材料の色目を基本とし、落ち 着きのあるものとするこ と。 ・臥龍橋通り沿道では、屋根の色は、通りのまちなみと調和し、建物の外壁色 と調和したものとするこ と。 ・臥龍橋通り沿道では、外壁等の色は、通りの連続性を意識し、まちなみとの 調和に配慮し、建物全体として落ち着いた色のあるものとするこ と。	【バス通り沿道】 ・バス通り沿道では、かつて武家地であった歴史、文化を醸し出す外 壁や屋根の素材、色彩を基本に、ガイドラインに示す範囲での整備 を行うこととします。 【臥龍橋通り沿道】 ・通りの印象を牽引している既存の市街地住宅のファサードがつく りだす外壁等の色彩や寺院の塀の色彩等と調和するよう、白色又 は薄い茶色系の使用を基本とします。	【バス通り沿道】 ・本地区における修繕対象の屋根には、和形いぶし日本瓦葺 きを基本としますが、物件ごとの屋根の状況に応じて、既存 の屋根に使用されているものと同じもの、又は類似する素 材を使用することを基本とします。 ・ただし、屋根の老朽化等の状況や素材の入手の容易さ等を 考慮し、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うことと します。	・履歴を調査の上、外観を然るべき旧状の色 彩に修理する。

表 取扱基準（岩国重点地区：沿道にぎわい地区）

区分	基準		景観形成基準（景観計画）	修景助成ガイドライン（景観計画）	修繕助成ガイドライン（景観計画）		修理基準（文化的景観）
	対象		その他要素	その他要素	修繕対象物件	景観重要建造物	重要な構成要素
			・臥龍橋通り沿道では、歩行者が賑わいを感じられる連続した通りの景観形成を意識し、外壁や開口部等での彩度の高い色や強い色等の利用は1階での部分的な利用のみとすること。		・外壁の色彩は、ガイドラインの「形態意匠の修繕基準」とあわせ、外壁材とともに判断することとします。 【臥龍橋通り沿道】 ・本地区における修繕対象には、町家や近代建築等、外観の特徴が異なることから、屋根の色は、物件ごとに外壁等の状況に応じて、既存の色彩を基本に修繕することとします。ただし、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。 ・外壁の色彩は、ガイドラインの「形態意匠の修繕基準」とあわせ、外壁材とともに判断することとします。		
		中層（10m以上）	・屋根の色は、通りのまちなみと調和し、建物の外壁色と調和したものとする。こと。 ・外壁等の色は、通りの連続性を意識し、まちなみとの調和に配慮し、建物全体として落ち着きあるものとする。こと。 ・臥龍橋通り沿道では、歩行者が賑わいを感じられる連続した通りの景観形成を意識し、外壁や開口部等での彩度の高い色や強い色等の利用は1階での部分的な利用のみとすること。	・周囲のまちなみと調和するよう白色又は薄い茶色系の使用を基本とします。	—		
	ベランダ		・前面道路に面して設置しないこと。	—	—		—
	車庫等		・車庫等は、通り景観の連続性を創出するための配慮を行うとともに、周辺の景観と調和したものとする。こと。	—	—		・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。
	室外機、建築設備機器等		・室外機等は、道路から見えない場所に設置するか、視線を和らげるため周囲と同系色とする。又は、木製格子等の目隠しを施すものとする。こと。 ・日よけテント、オーニング等は、周囲のまちなみとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。こと。 ・太陽光パネル、太陽熱温水器は、屋根と違和感のないものとする。こと。ただし、錦川沿い（岩国一丁目・岩国二丁目）の建築物の川に面した部分には設置しないこと。	・公共空間から容易に見える場所に設置する室外機等の設備機器に対して、木製格子等室外機が設置される建物の外観と調和した材料を用いて目隠しを施すか、設置される外壁と同系色の着色等を施すことにより、まちなみと調和を図ることとします。	—		—
	緑化		・前面道路に面して植栽を行う場合には、門、塀等による通り景観の連続性との調和に配慮すること。	—	—		—
工作物	形態意匠		・歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区の歴史的な建物と調和した形態及び高さとし、地区のまちなみと調和する12m程度を限度とする。こと。	—	—		・履歴を調査の上、然るべき形態に修理する。
	門、塀等（建築物に付属するものを含む。）		・バス通り沿道では、敷き際に門、塀等を設置する等により、通りの連続したまちなみの形成を図ること。 ・バス通り沿道では、門、塀等は、武家屋敷地の風合いと調和したものとする。こと。 ・臥龍橋通り沿道では、建物壁面が連ならない場合は、門、塀等を設置し、通り景観の連続性を創出するとともに、周辺の景観と調和したものとする。こと。	【バス通り】 ・岩国地区の武家屋敷で見られる門、塀と同等のものを設置することとします。 ・塀は、白壁や白壁風の塀、板塀、小壁付きの和風板塀、土塀、土塀風の塀等とします。 ・門は、薬医門、棟門及びこれらの形態意匠と調和した、格子や木、瓦を活用した和風のデザインのものを基本とし、まちなみと違和感が創出しない限り、既製品や耐久性のあるアルミ製を使用することも可能とします。 ・敷地条件により前面道路に面して車庫等を配置する場合には、敷際を閉じるためのゲートとして、跳ね上げ式ゲートや外構と一体となったスライドゲート等を設置することとします。	【バス通り】 ・本地区にある修繕対象として、既存の白壁や板塀、土塀等の塀や、薬医門や棟門等の門は、できる限り現状の外観を基本に修繕を行うこととします。ただし、それぞれの建造物の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。 【臥龍橋通り沿道】 ・本地区にある修繕対象として、既存の白壁、土塀等の塀や、薬医門や棟門等の門は、できる限り現状の外観を基本に修繕を行うこととします。ただし、それぞれの建造物の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。		・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。

表 取扱基準（岩国重点地区：沿道にぎわい地区）

区分	基準	景観形成基準（景観計画）	修景助成ガイドライン（景観計画）	修繕助成ガイドライン（景観計画）		修理基準（文化的景観）
	対象	その他要素	その他要素	修繕対象物件	景観重要建造物	重要な構成要素
	看板等	- 自立式看板を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮した高さ、形態、意匠とすること。 - 壁面看板を設置する場合は、周辺のまちなみとの調和及び建物本体との調和に配慮した設置箇所、形態、意匠とすること。 - 屋上及び屋根面には設置しないこと。 - のぼり旗や立看板等の掲示物については、周辺のまちなみに配慮したものとする。 - 電飾看板は、使用しないこと。	壁面看板や突出看板、のれん等の建物に付随する看板は、歴史的な建物の外観との調和や建物全体との調和に配慮した素材やデザインとし、掲出数を最小限とすることとします。	—		—
	舗装等	建築物の壁面後退により生じる土地のうち、通りから容易に見える部分の舗装は、周辺のまちなみと調和し、落ち着いた色のあるしつらえとすること。	—	—		景観形成基準に従う。
	自動販売機	自動販売機については、周辺のまちなみに配慮した色とすること。	—	—		—
	擁壁	擁壁の規模、形態は圧迫感を与えないものとなるよう配慮し、周辺のまちなみと調和するように配慮すること。	—	—		—
	鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等	- 鉄塔等の設置は避けること。 - 電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等は、周辺に調和したものとする。	—	—		—
	仮設物	仮囲い等の仮設の工作物等は、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。	—	—		—
	その他	周囲の景観を阻害しないよう、周辺のまちなみと調和したものとする。	—	—		—
	緑化	周囲のまちなみとの調和に配慮した緑化を図ること。	—	—		—
開発行為		- 開発後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。 - 樹木の伐採は、必要最小限とすること。 - 住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は 150㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。 - 造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。	—	—		—
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	- 行為後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。 - 長大な法面を生じないように配慮し、法面は、緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 - 行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。	—	—		—
	木竹の植栽又は伐採	- 植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周囲の景観との調和を図ること。 - 伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。	—	—		—
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	- 堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 - 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。	—	—		—
	駐車場	駐車場として土地を利用する場合には、できる限り車両の出入り口を集約化し、周辺のまちなみに与える影響を最小限とし、敷き際は、遮へい又は生け垣等の植栽による目隠し等を行うことにより、周囲の景観との調和を図ること。なお、塀等を設ける場合には、その意匠は工作物の基準に準ずるものとする。	—	—		—
	空き地	空き地は、適切な維持、管理を行うこと。	—	—		—

表 取扱基準（岩国重点地区：こまちなみ地区）

区分	基準	景観形成基準（景観計画）	修景助成ガイドライン（景観計画）	修繕助成ガイドライン（景観計画）		修理基準（文化的景観）
	対象	その他要素	その他要素	修繕対象物件	景観重要建造物	重要な構成要素
基本事項		・岩国城下町に由来する商業地として栄えてきた歴史と文化を継承することを目的に、町家や武家屋敷のもつ和のしつらえや近代建築等のモダンと調和した佇まいを基本とする。 ・岩国城下町として受け継がれてきた町割やまちなみの連続性の継承を基本とする。	—	—		—
建築物・工作物	配置	・大明小路等の武家屋敷地に由来する通りでは、門、塀に囲まれた構えを基本に、道路に面して門、塀等が連なる配置とし、周囲のまちなみとの調和を図ること。ただし、道路から大きく後退せず1階軒等が連なる場合は、この限りではない。 ・その他の通りでは、歴史的な建物と調和した配置を基本に、道路に面して1階軒等が連なる配置とし、まちなみとの調和を図ること。ただし、やむを得ず、道路から建物が大きく後退する場合には、道路に面して門、塀が連なる、又は車庫等の軒が連なる配置とし、歴史的な建物がつくりだすまちなみとの調和を図ること。	—	—		・履歴を調査の上、然るべき位置に配置する。
建築物	形態意匠	・歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区の歴史的な建物と調和した形態及び高さを基本とし、やむを得ず中層となる場合には、地区のまちなみと調和した 10～12m程度とすること。ただし、地区の歴史的な建物と調和した傾斜屋根とする場合には、15mを限度とすることができる。 ・屋根は、傾斜屋根等、地区の歴史的な建物と調和したものとし、傾斜屋根については傾斜（勾配）を沿道に向け、まちなみの連続性に配慮すること。なお、錦川沿いでは、傾斜（勾配）を錦川側にも向けること。 ・外壁、開口部、軒、庇、敷地境界から壁面までのしつらえ等からなる外観は、地区のまちなみを特徴づける歴史的な建物の外観と調和した意匠とすること。なお、中層の場合には、錦川や錦帯橋、城山からの見え方に留意し、落ち着きのある意匠とすること。 ・前面道路に面して、出入口や窓等の開口部を設け、建物全体として壁のみが目立つことのないよう配慮すること。 ・低層を中心とした通りごとの連続性に配慮し、やむを得ず中層となる場合には、圧迫感の軽減に配慮した形態意匠とすること。 ・錦川沿い（土手町等）では、ナカドテと一体となった歴史的な建物群がつくりだすまちなみと調和する形態意匠とするとともに、錦帯橋や錦川からの眺めに配慮した形態意匠とすること。	【屋根】 ・かつての武家屋敷や町家等と調和した伝統的な日本家屋の屋根の形態として、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根で、前面道路や錦川側にむけて傾斜することとします。 ・勾配は、道路側に対して、目安として 10 分の 3.5～5.5 とします（ただし、寺院等、固有の形態を有する場合はこの限りではありません）。 【外壁等】 ・公共空間から見える位置の開口部は、格子戸や引違窓、掃出し窓や面格子等、和のしつらえと調和するものとします。	【屋根】 ・本地区における修繕対象では、既存の屋根の構造を維持することを基本とします。ただし、建物の老朽化等の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。 【外壁等】 ・本地区における修繕対象には、武家屋敷や町家等の伝統的な建築様式の建物や近代建築があり、それぞれ時代や用途により外観の特徴が異なります。そのため、1 つの統一した様式があるものではないことから、個々の現状の外観を基本に修繕を行うこととします。なお、物件の状況に応じて増改築の影響等を加味しながら、建物本来の持つ良好な外観に修繕するものとし、個々の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。		・履歴を調査の上、然るべき形態に修理する。
	色彩	・屋根の色は、和形いぶし日本瓦等と調和した黒色、濃い灰色（いぶし銀）等、建物の外壁色と調和したものとすること。 ・外壁等の色は、伝統的外壁材料の色目を基本に、通りの連続性を意識し、まちなみと調和した落ち着きのあるものとすること。	・かつて町家や武家地であった歴史、文化を醸し出す外壁や屋根の素材、色彩を基本に、ガイドラインに示す範囲での整備を行うこととします。	・本地区における修繕対象の屋根には、和形いぶし日本瓦葺きを基本としますが、物件ごとの屋根の状況に応じて、既存の屋根に使用されているものと同じもの、又は類似する素材を使用することを基本とします。ただし、屋根の老朽化等の状況や素材の入手の容易さ等を考慮し、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。		・履歴を調査の上、外観を然るべき旧状の色彩に修理する。

表 取扱基準（岩国重点地区：こまちなみ地区）

区分	基準	景観形成基準（景観計画）	修景助成ガイドライン（景観計画）	修繕助成ガイドライン（景観計画）		修理基準（文化的景観）
	対象	その他要素	その他要素	修繕対象物件	景観重要建造物	重要な構成要素
				・外壁の色彩は、ガイドラインの「形態意匠の修繕基準」とあわせ、外壁材とともに判断することとします。		
	ベランダ	・前面道路に面して設置しないこと。	—	—		—
	車庫等	・車庫等は、建物との一体的な利用も含め、通りのまちなみの連続性を損ねないことに配慮した配置とすること。 ・道路に面して車庫等を設置する場合には、屋根の傾斜（勾配）を沿道側に向け、軒の連なりとの調和に配慮する等、通り景観の連続性を創出するための配慮を行うとともに、通りとしての連続性を生み出す形状及び色彩とすること。	・前面道路に面して車庫を設ける場合には、前面道路に向かって傾斜する平入りで、むくりやそりのないものとし、道路に面して軒の連なりがでることにより、まちなみの連続性が維持されるものとし ・前面道路に面する車庫の意匠は、通りのまちなみと調和したデザインとします。	—		・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。
	室外機、建築設備機器等	・室外機等は、道路から見えない場所に設置するか、視線を和らげるため周囲と同系色とする。又は、木製格子等の目隠しを施すものとする ・日よけテント、オーニング等は、周辺のまちなみとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とすること。 ・太陽光パネル、太陽熱温水器は、屋根と違和感のないものとする。ただし、錦川沿い（岩国一丁目・岩国二丁目）の建築物の川に面した部分には設置しないこと。	・公共空間から容易に見える場所に設置する室外機等の設備機器に対して、木製格子等室外機が設置される建物の外観と調和した材料を用いて目隠しを施すか、設置される外壁と同系色の着色等を施すことにより、まちなみと調和を図ることとします。	—		—
	緑化	・前面道路に面して植栽を行う場合には、門、塀等による通り景観の連続性との調和に配慮すること。	—	—		—
工作物	形態意匠	・歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区の歴史的な建物と調和した形態及び高さとし、地区のまちなみと調和する12m程度を限度とすること。	—	—		・履歴を調査の上、然るべき形態に修理する。
	門、塀等（建築物に付属するものを含む。）	・前面道路から建物が後退する場合には、敷き際に門、塀等を設置し、通り景観の連続性を維持、創出すること。 ・門、塀等は、地区の歴史的な建物と調和した風合いを有するものとする。	・岩国地区の武家屋敷で見られる門、塀と同等のものを設置することとします。 ・塀は、白壁や白壁風の塀、板塀、小壁付きの和風板塀、土塀、土塀風の塀等とします。 ・門は、薬医門、棟門及びこれらの形態意匠と調和した、格子や木、瓦を活用した和風のデザインのものを基本とし、まちなみと違和感が創出しない限り、既製品や耐久性のあるアルミ製を使用することも可能とします。 ・敷地条件により前面道路に面して車庫等を配置する場合には、敷き際を閉じるためのゲートとして、跳ね上げ式ゲートや外構と一体となったスライドゲート等を設置することとします。	・本地区にある修繕対象として、既存の白壁や板塀、土塀等の塀や、薬医門や棟門等の門は、できる限り現状の外観を基本に修繕を行うこととします。ただし、それぞれの建造物の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。		・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。
	看板等	・自立式看板を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮した高さ、形態、意匠とすること。 ・壁面看板を設置する場合は、周辺のまちなみとの調和及び建物本体との調和に配慮した設置箇所、形態、意匠とすること。 ・屋上及び屋根面には設置しないこと。 ・のぼり旗や立看板等の掲示物については、周辺のまちなみに配慮したものとする ・電飾看板は、使用しないこと。	・壁面看板や突出看板、のれん等の建物に付随する看板は、歴史的な建物の外観との調和や建物全体との調和に配慮した素材やデザインとし、掲出数を最小限とすることとします。	—		—

表 取扱基準（岩国重点地区：こまちなみ地区）

区分	基準	景観形成基準（景観計画）	修景助成ガイドライン（景観計画）	修繕助成ガイドライン（景観計画）		修理基準（文化的景観）
	対象	その他要素	その他要素	修繕対象物件	景観重要建造物	重要な構成要素
	舗装等	・建築物の壁面後退により生じる土地のうち、通りから容易に見える部分の舗装は、周辺のまちなみと調和し、落ち着いた色のあるしつらえとすること。	・前面道路に面して軒が連なる場合の軒下や、門、塀等が連なる場合の門前空間等では、石張りや洗い出し等の歴史的な建物や門、塀等と調和した舗装とします。	—		・景観形成基準に従う。
	自動販売機	・自動販売機については、周辺のまちなみに配慮した色とすること。	—	—		—
	擁壁	・擁壁の規模、形態は圧迫感を与えないものとなるよう配慮し、周辺のまちなみと調和するように配慮すること。	—	—		—
	鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等	・鉄塔等の設置は避けること。 ・電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等は、周辺に調和したものとする。	—	—		—
	仮設物	・仮囲い等の仮設の工作物等は、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。	—	—		—
	その他	・周囲の景観を阻害しないよう、周辺のまちなみと調和したものとする。	—	—		—
	緑化	・周囲のまちなみとの調和に配慮した緑化を図ること。	—	—		—
開発行為		・開発後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。また、城下町由来の町割の継承を阻害しない形状とすること。 ・樹木の伐採は、必要最小限とすること。 ・住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は 150㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。 ・造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。	—	—		—
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・行為後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。 ・長大な法面を生じないように配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。	—	—		—
	木竹の植栽又は伐採	・植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 ・伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。	—	—		—
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。	—	—		—
	駐車場	・駐車場として土地を利用する場合には、できる限り車両の出入り口を集約化し、周辺のまちなみに与える影響を最小限とし、敷き際は、塀等による遮へい又は生け垣等の植栽による目隠し等を行うことにより、周辺の景観との調和を図ること。なお、塀等を設ける場合には、その意匠は工作物の基準に準ずるものとする。	—	—		—
	空き地	・空き地は、適切な維持、管理を行うこと。	—	—		—

表 取扱基準（岩国重点地区：ゆとり住宅地区）

区分		基準	景観形成基準（景観計画）	修景助成ガイドライン（景観計画）	修繕助成ガイドライン（景観計画：岩国重点地区）		修理基準（文化的景観）
		対象	その他要素	その他要素	修繕対象物件	景観重要建造物	重要な構成要素
基本事項			・岩国城下町の武家地として形成された、緑ゆたかな風格ある住環境を形成することを目的に、和のしつらえによる落ち着いた佇まいを基本とする。	—	—		—
建築物・工作物	配置		・バス通り沿道は、道路に面して門、塀等が連なる配置とし、通りのまちなみとの調和を図ること。	—	—		・履歴を調査の上、然るべき位置に配置する。
建築物	形態意匠		・歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区の歴史的な建物と調和した形態及び高さを基本とし、やむを得ず中層となる場合には、地区のまちなみと調和した 10～12m程度とすること。ただし、地区の歴史的な建物と調和した傾斜屋根とする場合には、15mを限度とすることができる。 ・屋根は、傾斜屋根等、周辺のまちなみと調和したものとし、建物全体としてまとまりある意匠とすること。 ・バス通り沿道では、屋根は傾斜（勾配）を沿道側に向け、まちなみの連続性に配慮すること。 ・外壁、開口部、軒、庇、敷地境界から壁面までのしつらえ等からなる外観は、錦川や城山からの見え方に留意し、周辺のまちなみと調和した落ち着いた意匠とすること。 ・周辺の低層の住宅地との調和に配慮し、やむを得ず中層となる場合には、通りへの圧迫感を軽減する形態意匠とすること。	【屋根】 ・かつての武家屋敷や町家等と調和した伝統的な日本家屋の屋根の形態として、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根とします（バス通り沿道については、前面道路に向けて傾斜することとします）。 ・勾配は、道路側に対して、目安として 10 分の 3.5～5.5 とします（ただし、寺院等、固有の形態を有する場合はこの限りではありません）。 【外壁等】 ・公共空間から見える位置の開口部は、格子戸や引違窓、掃出し窓や面格子等、和のしつらえと調和するものとします。	【屋根】 ・本地区における修繕対象では、既存の屋根の構造を維持することを基本とします。ただし、建物の老朽化等の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。 【外壁等】 ・本地区における修繕対象には、武家屋敷や町家等の伝統的な建築様式の建物や近代建築があり、それぞれ時代や用途により外観の特徴が異なります。そのため、1 つの統一した様式があるものではないことから、個々の現状の外観を基本に修繕を行うこととします。なお、物件の状況に応じて増改築の影響等を加味しながら、建物本来の持つ良好な外観に修繕するものとし、個々の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。	・履歴を調査の上、然るべき形態に修理する。	
	色彩		・屋根の色は、和形いぶし日本瓦等と調和した黒色、濃い灰色（いぶし銀）、又は、濃い茶色等、周辺の低層の住宅地と調和したものとする。こと。 ・外壁等の色は、低層を中心としたまちなみと調和した落ち着いたものとする。こと。	・かつて武家地であった歴史・文化を醸し出す外壁や屋根の素材、色彩を基本に、ガイドラインに示す範囲での整備を行うこととします。	・本地区における修繕対象の屋根には、和形いぶし日本瓦葺きを基本としますが、物件ごとの屋根の状況に応じて、既存の屋根に使用されているものと同じもの、又は類似する素材を使用することを基本とします。ただし、屋根の老朽化等の状況や素材の入手の容易さ等を考慮し、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。 ・外壁の色彩は、ガイドラインの「形態意匠の修繕基準」とあわせ、外壁材とともに判断することとします。	・履歴を調査の上、外観を然るべき旧状の色彩に修理する。	
	ペランダ		—	—	—	—	
	車庫等		・車庫等は、周辺の景観と調和したものとする。こと。	—	—	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。	
	室外機、建築設備機器等		・室外機等は、道路から見えない場所に設置するか、視線を和らげるため周囲と同系色とする。又は、木製格子等の目隠しを施すものとする。こと。 ・日よけテント、オーニング等は、周辺のまちなみとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。こと。 ・太陽光パネル、太陽熱温水器は、屋根と違和感のないものとする。こと。ただし、錦川沿い（岩国一丁目・岩国二丁目）の建築物の川に面した部分には設置しないこと。	・公共空間から容易に見える場所に設置する室外機等の設備機器に対して、木製格子等室外機が設置される建物の外観と調和した材料を用いて目隠しを施すか、設置される外壁と同系色の着色等を施すことにより、まちなみと調和を図ることとします。	—	—	

表 取扱基準（岩国重点地区：ゆとり住宅地区）

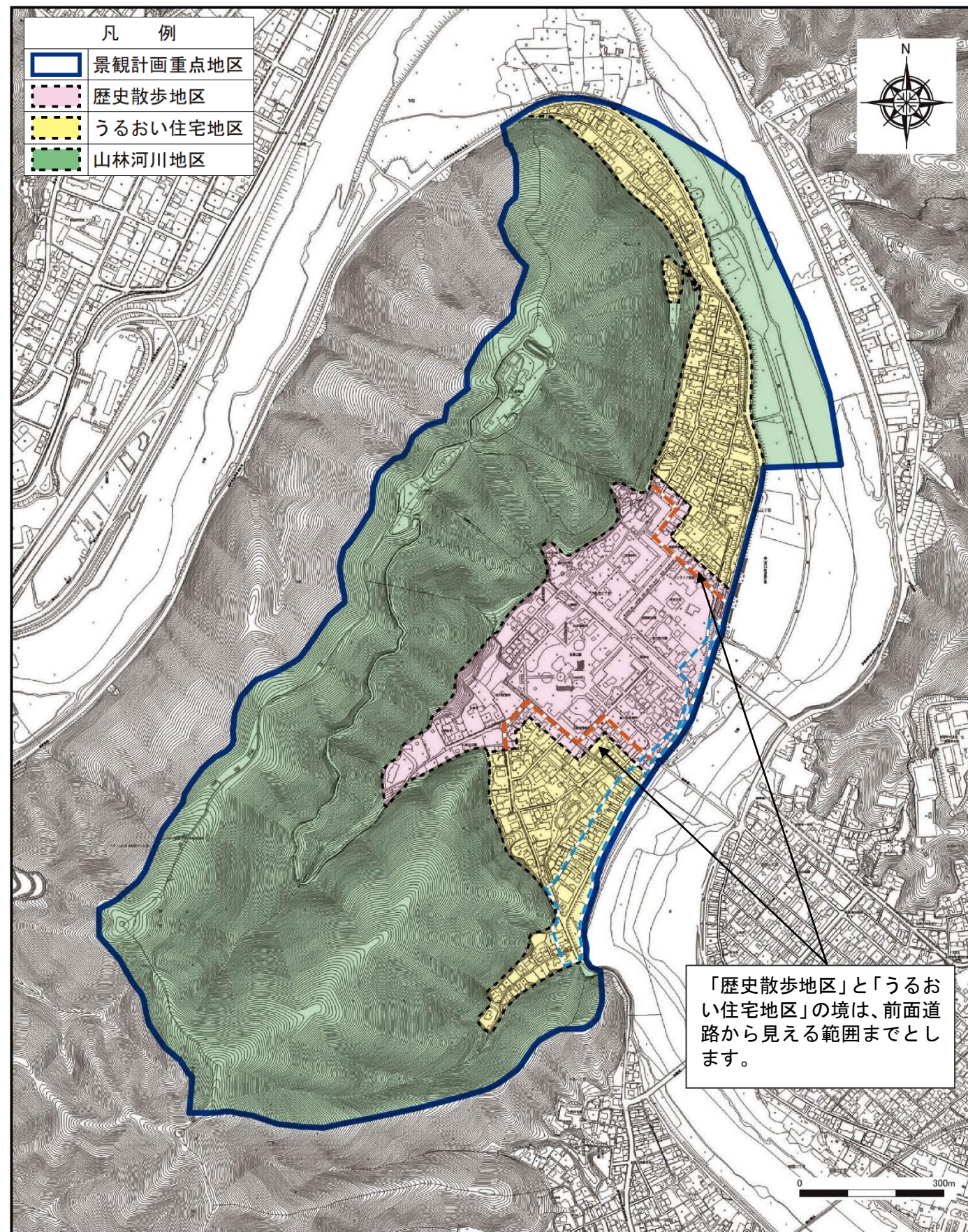
区分	基準	景観形成基準（景観計画）	修景助成ガイドライン（景観計画）	修繕助成ガイドライン（景観計画：岩国重点地区）		修理基準（文化的景観）
	対象	その他要素	その他要素	修繕対象物件	景観重要建造物	重要な構成要素
	緑化	・ 樹木や生け垣、花壇等の植栽を施すことにより、緑豊かなまちなみの形成に配慮すること。	—	—		—
工作物	形態意匠	・ 岩国城下町の武家地として継承されてきた低層を中心としたまちなみと調和した形態及び高さとし、地区のまちなみと調和する 12m程度を限度とすること。	—	—		・ 履歴を調査の上、然るべき形態に修理する。
	門、塀等（建築物に付属するものを含む。）	・ バス通り沿道では、敷き際に門、塀等を設置する等により、通りの連続したまちなみの形成を図ること。 ・ 門、塀又は生け垣は、周辺の景観と調和したものとする。ただし、バス通り沿道に設ける門、塀等は、沿道にぎわい地区の基準に準拠したものとする。	・ 岩国地区の武家屋敷で見られる門、塀と同等のものを設置することとします。 ・ 塀は、白壁や白壁風の塀、板塀、小壁付きの和風板塀、土塀、土塀風の塀等、または生け垣とします。 ・ 門は、薬医門、棟門及びこれらの形態意匠と調和した、格子や木、瓦を活用した和風のデザインのを基本とし、まちなみと違和感が創出しない限り、既製品や耐久性のあるアルミ製を使用することも可能とします。 ・ 敷地条件により前面道路に面して車庫等を配置する場合には、敷道を閉じるためのゲートとして、跳ね上げ式ゲートや外構と一体となったスライドゲート等を設置することとします	・ 本地区にある修繕対象として、既存の白壁や板塀、土塀等の塀や、薬医門や棟門等の門は、できる限り現状の外観を基本に修繕を行うこととします。ただし、それぞれの建造物の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。		・ 履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。
	看板等	・ 自立式看板を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮した高さ、形態、意匠とすること。 ・ 壁面看板を設置する場合は、周辺のまちなみとの調和及び建物本体との調和に配慮した設置箇所、形態、意匠とすること。 ・ 屋上及び屋根面には設置しないこと。 ・ のぼり旗や立看板等の掲示物については、周辺のまちなみに配慮したものとする。 ・ 電飾看板は、使用しないこと。	・ 壁面看板や突出看板、のれん等の建物に付随する看板は、歴史的な建物の外観との調和や建物全体との調和に配慮した素材やデザインとし、掲出数を最小限とすることとします。	—		—
	舗装等	・ 建築物の壁面後退により生じる土地のうち、通りから容易に見える部分の舗装は、周辺のまちなみと調和し、落ち着いた色のあるしつらえとすること。	—	—		・ 景観形成基準に従う。
	自動販売機	・ 自動販売機については、周辺のまちなみに配慮した色とすること。	—	—		—
	擁壁	・ 擁壁の規模、形態は圧迫感を与えないものとなるよう配慮し、周辺のまちなみと調和するように配慮すること。	—	—		—
	鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等	・ 鉄塔等の設置は避けること。 ・ 電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等は、周辺に調和したものとする。	—	—		—
	仮設物	・ 仮囲い等の仮設の工作物等は、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。	—	—		—
	その他	・ 周囲の景観を阻害しないよう、周辺のまちなみと調和したものとする。	—	—		—
	緑化	・ 周囲のまちなみとの調和に配慮した緑化を図ること。	—	—		—
開発行為		・ 開発後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。また、城下町由来の町割の継承を阻害しない形状とすること。	—	—		—

表 取扱基準（岩国重点地区：ゆとり住宅地区）

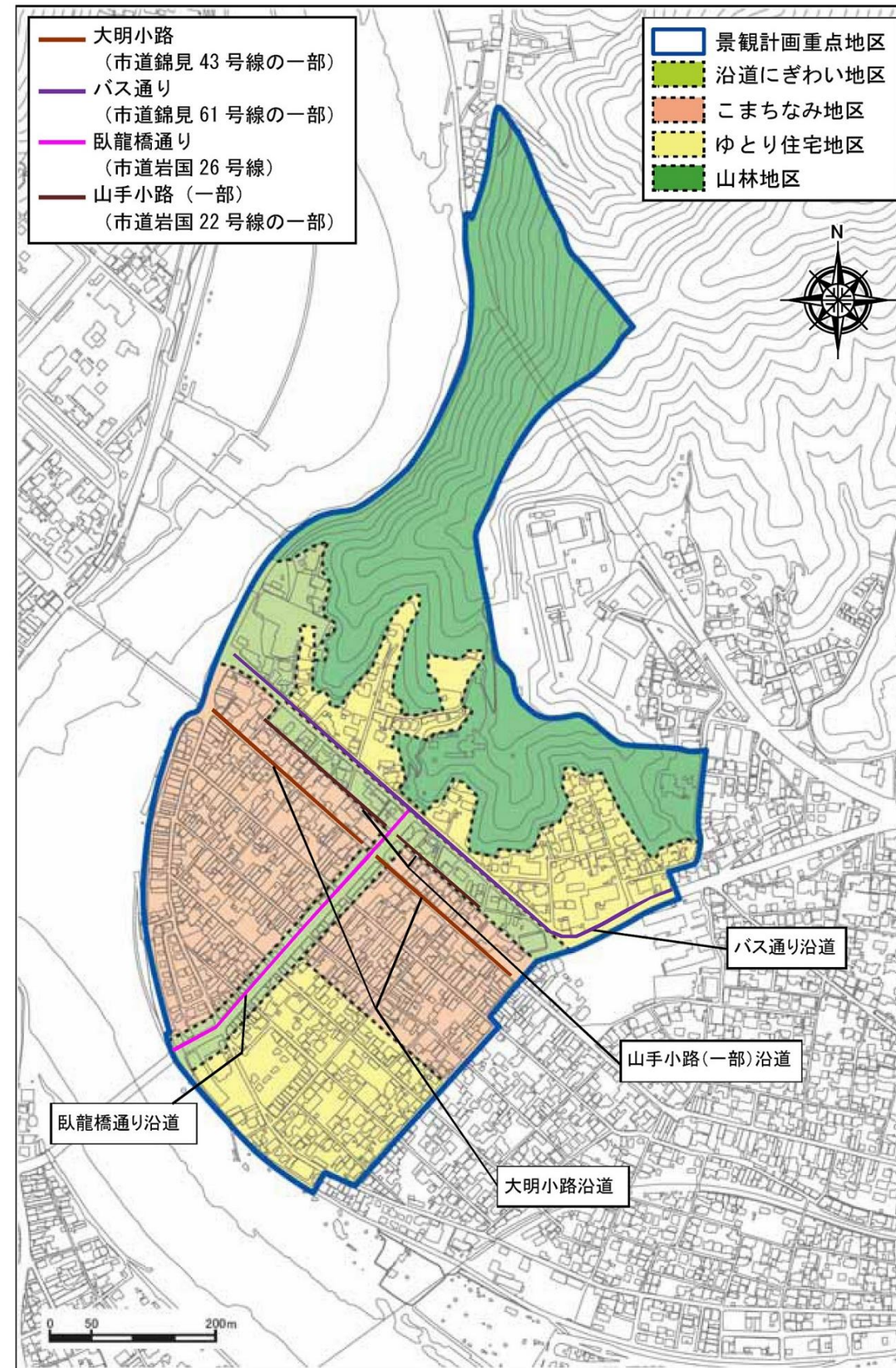
区分	基準	景観形成基準（景観計画）	修景助成ガイドライン（景観計画）	修繕助成ガイドライン（景観計画：岩国重点地区）		修理基準（文化的景観）
	対象	その他要素	その他要素	修繕対象物件	景観重要建造物	重要な構成要素
その他		・ 樹木の伐採は、必要最小限とすること。 ・ 住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は 150㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。 ・ 造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・ 斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。				
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・ 行為後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。 ・ 長大な法面を生じないように配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・ 行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。	—	—		—
	木竹の植栽又は伐採	・ 植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 ・ 伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。	—	—		—
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・ 堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。	—	—		—
	駐車場	・ 駐車場として土地を利用する場合には、できる限り車両の出入り口を集約化し、周辺のまちなみに与える影響を最小限とし、敷き際は、塀等による遮へい又は生け垣等の植栽による目隠し等を行うことにより、周辺の景観との調和を図ること。なお、塀等を設ける場合には、その意匠は工作物の基準に準ずるものとする。	—	—		—
	空き地	・ 空き地は、適切な維持、管理を行うこと。	—	—		—

表 取扱基準（岩国重点地区：山林地区）

区分	基準	景観形成基準（景観計画）	修景助成ガイドライン（景観計画：岩国重点地区）	修繕助成ガイドライン（景観計画：岩国重点地区）		修理基準（文化的景観）
	対象	その他要素	その他要素	修繕対象物件	景観重要建造物	重要な構成要素
基本事項		・自然景観を保全すること。	—	—		—
建築物・工作物	配置	— ・建設又は建替えにあっては、周辺の自然景観に溶け込んだ形態意匠及び色彩とすること。 ベランダ 車庫等 室外機、建築設備機器等 緑化	—	—		・履歴を調査の上、然るべき位置に配置する。
建築物	形態意匠					・履歴を調査の上、然るべき形態に修理する。
	色彩					・履歴を調査の上、外観を然るべき旧状の色彩に修理する。
	ベランダ					—
	車庫等					・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。
	室外機、建築設備機器等					—
	緑化					—
	形態意匠					・履歴を調査の上、然るべき形態に修理する。
工作物	門、塀等（建築物に付属するものを含む。）					・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。
	看板等					—
	舗装等					・景観形成基準に従う。
	自動販売機					—
	擁壁					—
	鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等	・鉄塔等は、周辺の景観に配慮した設置箇所、形態、意匠とし、山並みの稜線を乱さないものとする。 ・電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等は、周辺に調和したものとする。	—	—		—
	仮設物	—	—	—		—
	その他	・周囲の景観を阻害しないよう、周囲のまちなみと調和したものとする。	—	—		—
	緑化	・周囲のまちなみとの調和に配慮した緑化を図ること。	—	—		—
開発行為		・森林管理上必要な場合を除き、基本的に行わないこと。	—	—		—
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		—	—		—
	木竹の植栽又は伐採		—	—		—
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		—	—		—
	駐車場		—	—		—
	空き地		—	—		—



景観計画 横山重点地区 区域図（出典：岩国市景観計画）



景観計画 岩国重点地区 区域図（出典：岩国市景観計画）

重要文化的景観
「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」
整備計画

発行年月 令和6年(2024)3月

編集・発行 岩国市

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号

編集・協力 株式会社都市環境研究所九州事務所